

高知県消防広域化に関する実務協議会
第２回総務部会、財務部会、消防業務部会及び通信・システム部会
※合同開催

日時：令和８年８月１９日（水）１０時～１２時

場所：高知県自治会館　３階　第１会議室
（オンライン併用）

次　　第

１　開会

２　高知県危機管理部長あいさつ

３　議事

（１）方面別部会・専門部会におけるご意見等

【資料１】

（２）主な協議・意見交換事項

【資料２～５】

①第２回市町村意向調査結果の概要等

②意向調査を踏まえた移行の進め方と目標年次

③広域連合及び法定協議会の規約骨子案

④個別の論点の整理

・ 広域連合議会

・ 職員採用及び人事異動

・ 給料・職員手当

・ 財産等の取扱い

・ 職員配置

・ 分賦金算定

・ 県の財政措置

（３）意見交換

４　閉会

配布資料

委員名簿、出席者名簿、配席図

【資料１】 方面別部会・専門部会におけるご意見等

P １～７

【資料２】 第２回市町村意向調査結果の概要等

P ８～１２

【資料３】 移行の進め方と目標年次

P １３～１５

【資料４】 広域連合及び法定協議会の規約骨子案

P １６、１７

【資料５】 消防広域化に関する個別論点の整理

P １８～３３

高知県消防広域化に関する実務協議会
総務部会及び財務部会 部会員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	高知市	副市長	弘瀬 優
2	室戸市	副市長	黒岩 道宏
3	安芸市	副市長	植野 浩二
4	南国市	副市長	渡部 靖
5	土佐市	副市長	片山 淳哉
6	須崎市	副市長	梅原 健一郎
7	宿毛市	副市長	上村 秀生
8	土佐清水市	副市長	早川 聡
9	四万十市	副市長	武田 安仁
10	香南市	副市長	北村 浩司
11	香美市	副市長	※副市長は公開日時点で不在
12	東洋町	副町長	伊吹 真貴博
13	奈半利町	副町長	太田 達也
14	田野町	副町長	山中 大成
15	安田町	副町長	南 順一
16	北川村	副村長	岡宗 秀明
17	馬路村	副村長	清岡 隆
18	芸西村	副村長	都築 仁
19	本山町	副町長	高橋 清人
20	大豊町	副町長	鎌倉 仁
21	土佐町	副町長	高橋 昭雄
22	大川村	副村長	田渕 史剛
23	いの町	副町長	濱田 文晴
24	仁淀川町	副町長	下久保 幹夫
25	中土佐町	副町長	平田 政人
26	佐川町	副町長	田村 正和
27	越知町	副町長	國貞 誠志
28	梶原町	副町長	西村 新一
29	日高村	副村長	山崎 明
30	津野町	副町長	岡崎 光明
31	四万十町	副町長	富田 努
32	大月町	副町長	今宮 友和
33	三原村	副村長	大塚 猛
34	黒潮町	副町長	西村 康浩
35	高知市消防局	消防局長	西川 宜孝
36	安芸市消防本部	消防長	島崎 雅行
37	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮
38	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也
39	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人
40	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正
41	高知県	危機管理部長	江渕 誠

※総務部会及び財務部会の部会員は同一

**高知県消防広域化に関する実務協議会
消防業務部会及び通信・システム部会 部会員名簿**

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	高知市	副市長	弘瀬 優
2	安芸市	副市長	植野 浩二
3	南国市	副市長	渡部 靖
4	土佐市	副市長	片山 淳哉
5	須崎市	副市長	梅原 健一郎
6	四万十市	副市長	武田 安仁
7	高知市消防局	消防局長	西川 宜孝
8	室戸市消防本部	消防長	多田 周平
9	安芸市消防本部	消防長	島崎 雅行
10	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮
11	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也
12	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道
13	香南市消防本部	消防長	藤田 博三
14	香美市消防本部	消防長	野口 正一
15	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也
16	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人
17	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実
18	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正
19	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一
20	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭
21	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥
22	高知県	危機管理部長	江渕 誠

※消防業務部会及び通信・システム部会の部会員は同一

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回専門部会（4部会合同開催）出席者名簿

○部会員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	高知市	副市長	弘瀬 優	○	
2	室戸市	副市長	黒岩 道宏	○ 代理：総務課長 濱田 亮士	
3	安芸市	副市長	植野 浩二	○	
4	南国市	副市長	渡部 靖	○	
5	土佐市	副市長	片山 淳哉	○	
6	須崎市	副市長	梅原 健一郎	○	
7	宿毛市	副市長	上村 秀生	○	
8	土佐清水市	副市長	早川 聡	○	
9	四万十市	副市長	武田 安仁	○(オンライン)	
10	香南市	副市長	北村 浩司	○	
11	香美市	副市長	※会議日時点で不在	○ 代理：総務課長 野村 文紀	
12	東洋町	副町長	伊吹 真貴博	○(オンライン)	
13	奈半利町	副町長	太田 達也	○	
14	田野町	副町長	山中 大成	○	
15	安田町	副町長	南 順一	○(オンライン)	
16	北川村	副村長	岡宗 秀明	○(オンライン)	
17	馬路村	副村長	清岡 隆	○	
18	芸西村	副村長	都築 仁	○	
19	本山町	副町長	高橋 清人	○	
20	大豊町	副町長	鎌倉 仁	○	
21	土佐町	副町長	高橋 昭雄	○	
22	大川村	副村長	田渕 史剛	○	
23	いの町	副町長	濱田 文晴	○	
24	仁淀川町	副町長	下久保 幹夫	○(オンライン)	
25	中土佐町	副町長	平田 政人	○(オンライン)	
26	佐川町	副町長	田村 正和	○	
27	越知町	副町長	國貞 誠志	○	
28	梶原町	副町長	西村 新一	○	
29	日高村	副村長	山崎 明	○	
30	津野町	副町長	岡崎 光明	○(オンライン) 代理：総務課長 福井 弘樹	
31	四万十町	副町長	富田 努	○(オンライン) 代理：危機管理課長 味元 伸二郎	
32	大月町	副町長	今宮 友和	○ 代理：総務課長 大野 三鈴	
33	三原村	副村長	大塚 猛	○ 代理：総務課長 新谷 進一	
34	黒潮町	副町長	西村 康浩	○(オンライン) 代理：情報防災課長 宮川 智明	

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回専門部会（4部会合同開催）出席者名簿

○部会員

（敬称略）

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
35	高知市消防局	消防局長	西川 宜孝	○	
36	室戸市消防本部	消防長	多田 周平	○	
37	安芸市消防本部	消防長	島崎 雅行	○	
38	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	○	
39	土佐市消防本部	消防長	真鍋 卓也	○	
40	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道	○	
41	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	○	
42	香美市消防本部	消防長	野口 正一	○	
43	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	○	
44	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	○	
45	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	○	
46	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	○	
47	幡多西部消防組合消防本部	消防長	桑原 一	○	
48	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	○	
49	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	○	
50	高知県危機管理部	部長	江渕 誠	○	

○オブザーバー

（敬称略）

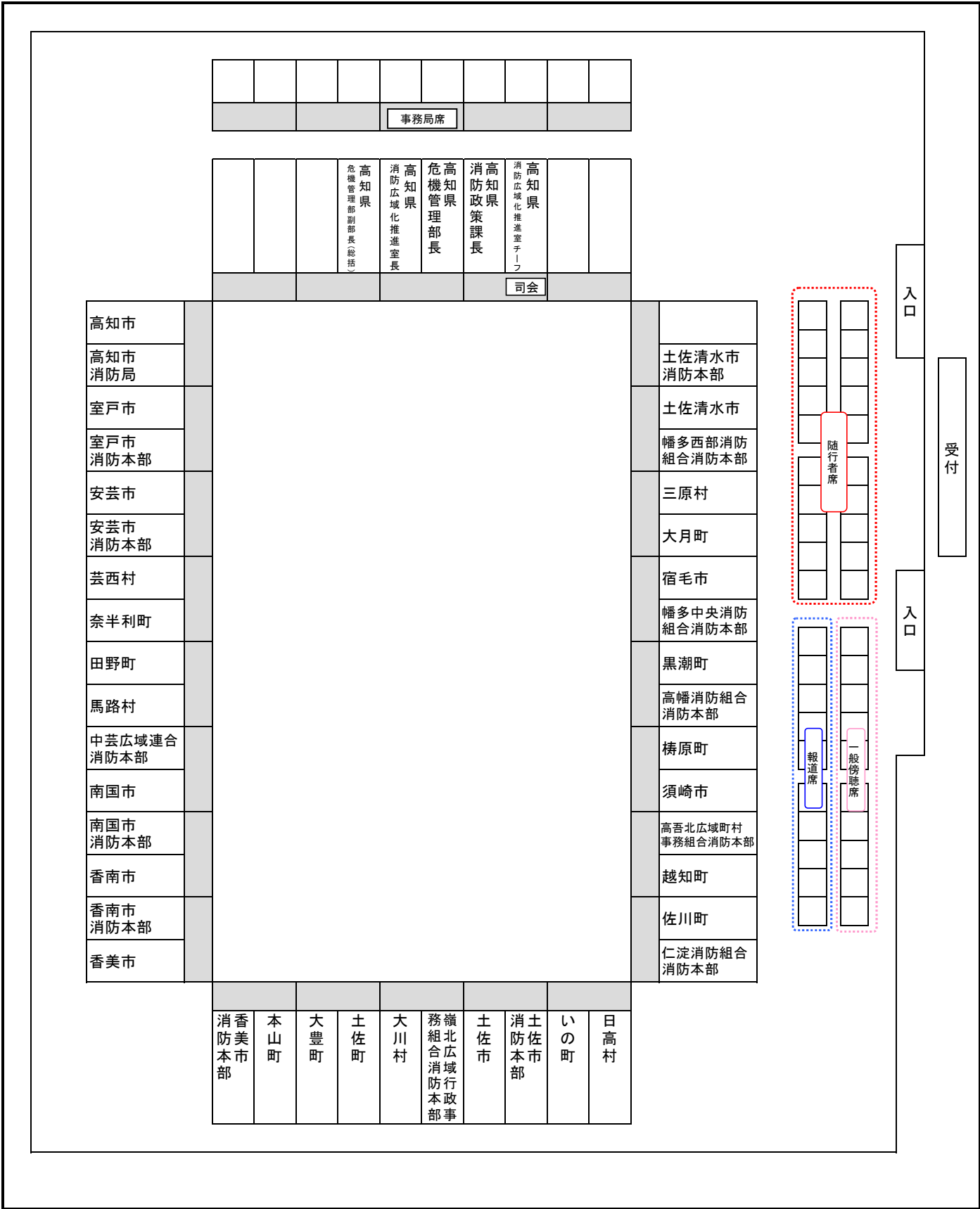
通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
51	総務省消防庁 消防・救急課	広域化推進係長	岡元 大輔	オンライン

○事務局

通し 番号	所属	職名	氏名
52	高知県危機管理部	副部長（総括）	甫喜本 博貴
53	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
54	高知県危機管理部	消防政策課長	小笠原 隆
55	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	室長	藤本 直人
56	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	チーフ	三浦 雅仁
57	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	主任	川村 考史
58	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	主任	槇尾 カー
59	高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室	主任	山崎 博春

高知県消防広域化に関する実務協議会 第2回専門部会（4部会合同開催） 配席図

日時：令和8年8月19日（水）10時～12時
場所：高知県自治会館 3階 第1会議室



NO.	項目	ご意見の内容
1	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	<u>議会から、統合時期については全消防本部で合わせるべきではないかとの意見</u> が出る可能性がある。
2	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	議会としては、 <u>スケジュールがタイト</u> であること、 <u>法定協議会と広域連合の設置の議決が同時であることを懸念</u> する意見をもらっている。
3	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	議案上程の時期について、11月末頃までに結論を出すことを踏まえると、 <u>各市町村が9月議会で説明する内容を統一する必要がある</u> のではないかと。
4	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	消防の現状に不満がない中、早期統合の <u>メリットが見えない</u> ため、 <u>R16年度の一斉統合でなければ議会への説明は難しい。</u>
5	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	緊防債が継続されなかった場合でも、同等の財政措置を県が行うことを確約してもらわないと議会への説明が難しい。特交も災害等により総額が変動するため不確実であり、県による確実な支援をいただけるとありがたい。
6	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	消防本部の統合の時期に関して、人材確保に明確に困っていない中で、令和11年度に統合しなければならないと議会等へ説明することが難しい。
7	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	喫緊の課題は、 <u>指令システムの更新方針を固めることだが、結論はまだ出ていない状況の中で法定協議会の議決を得ることが難しい。</u> 広域化に総論は賛成しているが、R16に確実に統合するとは言い切れない中で期限を区切られることに違和感を覚える。
8	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	統合時期については、指令システム等のR13入札で <u>節減効果が判明した後のR14が良い</u> と考えている
9	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	多数決で決まった方向性に乘らざるを得ない状況となった場合には、全体の議論を停滞させたり、混乱を招くことがないよう、協議からの離脱も選択肢の一つとして検討している。
10	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	現場から指令システムの整備を求める声があり、人口減少による将来的な人員確保の課題も踏まえ、 <u>指令システムの更新時期や費用等を総合的に勘案しながら、適切な統合時期について協議していく</u> 必要がある。
11	1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール）	指令業務の共同化や共同採用についても、本当に実効性のあるものなのか、メリットが見えにくいところがある。
12	1-3-1 財政措置	<u>財政負担については県に措置していただけるとお聞きし、その点については安心</u> した。
13	1-3-1 財政措置	県の財政措置については、大変ありがたいと感じている。現在のシミュレーションでは16団体が措置の対象となっているが、 <u>今後、市町村の財政負担が増加する場合についても、県に措置していただけるものと理解</u> した。
14	1-3-1 財政措置	財政措置の <u>特交・過疎債・人口減少対策総合交付金について、それぞれ既存の範囲内ではなく、特別枠（別枠）として消防分を増額</u> していただきたい。
15	1-3-1 財政措置	財政措置の <u>特別交付税の配分方法の考え方を明確に</u> し、全体が納得できる形に整理していただきたい。

NO.	項目	ご意見の内容
16	1-3-1 財政措置	節減効果を加味した上で <u>財政負担が増える市町村だけに財政支援を行うと、市町村間の公平性が損なわれる</u> 。公平に支援を受けられる制度設計を検討していただきたい。
17	1-3-1 財政措置	各市町村における広域化前後の財政負担額とそれに対する財政措置額を示してほしい。
18	1-3-1 財政措置	財政措置について、連合本部に職員を出した市町村の財政負担が軽減され、県の財政措置の対象外となるのはおかしいのではないか。
19	1-3-1 財政措置	財政措置として、過疎債等を活用するとあるが、事業費の3割の市町村負担に対する財政支援がなければ、「100%財政措置」とは言えないのではないか。
20	1-3-1 財政措置	<u>指令システムのメーカーに確認したところ、延命措置は不可であり、R16までに各自で指令システムを更新する必要がある</u> 。更新したシステムが耐用年数を迎える前に県一システムへ移行すると、投資の一部が無駄になり、財政負担が大きくなるので、 <u>広域化前のシステム更新についても支援していただきたい</u> 。
21	1-3-1 財政措置	広域化までに指令システムを独自に更新する場合、二重投資による財政負担が一番の懸念である。
22	1-3-1 財政措置	県の財政措置について、いつまで措置するかといった期限は決まっているのか。
23	1-15 法定協議会規約案	一部の市町村が議会に否決された場合は、他の市町村の議決が無効になるのか。
24	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	職員配置の見直しにより方面本部の職員数が減少しているが、 <u>方面本部の役割をしっかりと整理</u> していただきたい。
25	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	方面本部間で業務内容や業務量に偏りが生じないような職員配置にするべきではないか。
26	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	将来的に署所数を縮小されるのではないかと懸念が議会から出ている。実施計画案の中に、今後も現体制を維持する旨を記載していただけないか。
27	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	各市町村の消防団事務に対する広域連合の支援体制を統一するのか。
28	2-4 職員配置	職員の異動について、希望を反映することで、長年勤務し、地域事情に精通した職員が出身地等へ異動することとなり、各地域の特性を把握した職員が減少するのではないかと懸念がある。
29	2-4 職員配置	職員配置について、今後変更される可能性はあるか。
30	3-3 採用・配置	方面本部内で人材が不足した場合に、連合本部が一括採用した職員を各方面に確実に配置していただけるのか。
31	3-3 採用・配置	地域枠で職員を確保できなかった場合、全県枠の職員を配置するのか。

NO.	項目	ご意見の内容
32	4-1 勤務形態及び勤務時間	交替制を統一するべきではないか。また、統一する場合、県の財政支援は考えていないか。
33	4-2 給料等	必要最小限の均一化について、新規採用職員の初任給引き上げに伴う既存職員の調整をどのように行うのか。
34	4-2 給料等	必要最小限の均一化について、若年職員の調整はどのくらいの範囲まで行うのか。また、現在の分賦金のシミュレーション上はどのように試算しているのか。
35	4-3 諸手当、福利厚生等	職員の住居について、現在は管轄区域内への居住を義務付けているが、広域化後も同様の考え方を維持してもらいたい。
36	4-3 諸手当、福利厚生等	現状、広域連合になった場合にはポストが減少する。また、課長補佐級は管理職ではなく時間外手当を支給しているが、広域化した際に、階級と手当の支給がどう変わるのか、さらに詰めた議論が必要。
37	4-4 教育訓練・研修等	広域化後に異動が発生することを考慮すると、土地勘などが全く無い地域への配属も有りうるので、新規採用者に対する消防学校での教育はこの点も考慮する必要がある。
38	6-1 財産の取扱い	建物や車両などの整備は、各署所で行うことになるのか。連合本部でまとめて調達し、各署所へ安く提供することはできないか。
39	8-1 分賦金算定	<u>節減効果込みの単年度平均の実質負担額ではなく、年度別の分賦金額を示して</u> もらいたい。令和11年度が公債費のピークであり、年度別の分賦金額を議会に説明する必要がある。
40	8-1 分賦金算定	広域化に伴い管轄の壁が無くなり、直近指令を行う場合、分賦金の計算をどのように行うのか。
41	10-1 消防団	広域化後、消防団との関係性はどうなるのか。
42	13-1 消防指令システム	R16までに指令システムを更新した場合、そのシステムを県一のシステムに接続できるのか。また、独自整備したシステムをR16に統合する際、設備を流用できるのか。
43	13-1 消防指令システム	県一での指令システムの統合に参加しない場合、法定協議会や広域連合が行う指令システムの設計、整備等の費用を負担する必要があるか。
44	13-1 消防指令システム	広域化を見据えた指令システム・デジタル無線の整備を進めたいが、方面単独で進めるのか広域化を前提とするのかで整備方針が大きく異なる。市町村長の理解にも差があることから、県には継続的な説明をお願いしたい。

高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回専門部会におけるご意見等

資料1	令和8年8月19日
高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第2回）	

NO.	項目	部会	発言者	ご意見の内容	事務局の対応方針案
1	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	消防業務	三谷部会員 (南国市消防本部)	地域住民からの各種届出・申請の受付は署所に対応することのことだが、隔勤者による受付対応は実務上難しいのではないかと考えています。	署所で行う地域住民からの各種届出・申請の受付については、署所の日勤職員と隔勤職員で分担を工夫することで対応できるのではないかと考えています。
2	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	消防業務	島崎消防長 (安芸市消防本部)	連合本部・方面本部・署所の総人数は将来的に減少するのか。	将来の消防職員数については、適切な職員定数や、年度ごとの実情に合わせた採用人数を広域連合の構成員である市町村長等が協議し、広域連合協議会に諮った上で決定されるものと考えています。
3	2-4 職員配置	総務	真鍋消防長 (土佐市消防本部)	方面本部について、総務課と消防課の具体的な配置人数は決まっているのか。	方面本部の配置人数については、広域連合本部や方面本部、署所の事務分掌と併せて、現消防長らと協議のうえ検討して決める必要があると考えています。
4	10-1 消防団	消防業務	川村消防長 (嶺北広域行政事務組合消防本部)	消防団事務を消防署所で実施することのことだが、職員数が少ない署所において、隔勤業務と消防団事務をあわせて行うことは可能なのか。	署所に一定数の日勤職員を配置する案をお示ししており、署所の日勤職員と隔勤職員で分担を工夫することで消防団事務に対応できるのではないかと考えています。
5	10-1 消防団	消防業務	竹内消防長 (中芸広域連合消防本部)	広域連合の総務課・消防課の事務分掌に消防団事務が含まれていないが、今後、市町村から消防団事務を受託する場合は、新たに職員を増員して対応することになるのか。	市町村の防災担当職員等が担っている消防団事務を広域連合が新たに受託する場合は、その事務量に応じた体制の検討が必要になると考えています。 なお、現在消防団事務を消防職員が担っている場合は、広域連合に委託し、引き続き消防職員が担うことになるため、職員を増員しなくても対応できると考えています。
6	7-1 消防力整備計画	消防業務	野口消防長 (香美市消防本部)	車両の更新基準について、各署所の経費をそれぞれで負担する仕組み（自賄い）であれば、現行の更新ルールを踏襲する方がよいのではないかと考えています。	車両の更新基準については、現行の更新ルールを踏まえた上で、今後、ワーキンググループ等において協議を行い決定する必要があると考えています。
7	7-1 消防力整備計画	消防業務	多田消防長 (室戸市消防本部)	車両の更新基準については、統一的な基準を定める一方で、各消防本部の地域的事情も考慮し、それぞれの実情に応じた更新方法を検討する必要があるのではないかと考えています。	なお、専門部会の資料では更新基準を年数で示していますが、走行距離を基準としている消防本部もあるため、シミュレーションでは年数と走行距離の両方を考慮して算定しています。
8	7-1 消防力整備計画	消防業務	島崎消防長 (安芸市消防本部)	年数のみでなく走行距離も加味した更新基準にすることで、全員の納得が得られるのではないかと考えています。	

高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回専門部会におけるご意見等

資料1

令和8年8月19日

高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第2回）

NO.	項目	部会	発言者	ご意見の内容	事務局の対応方針案
9	7-1 消防力整備計画	消防業務	三谷消防長 (南国市消防本部)	整備指針上では、はしご車の充足率が低くなっているが、広域化により組織が大きくなることで、充足率を満たすためにはしご車を整備していく方向で考えているのか。	車両整備に関する費用は、各署所の関係市町村に負担（自賄い）していただくことをご提案しています。 車両は消防力に直結する重要な事項です。一方で、車両を新たに整備する場合には財政負担を伴うため、整備の必要性を広域連合内で協議して判断する必要があると考えています。
10	14-2 デジタル技術活用	消防業務	徳広消防長 (高吾北広域町村事務組合消防本部)	デジタル化推進室について、令和11年度の一次統合時点で、一定程度機能が整った状態でスタートするのか。それとも、令和11年度に設置した後、消防DXに関する各種申請システム等の仕組みを順次構築していくのか。	デジタル化を進める業務の対象は、財務会計や文書管理、人事・給与等の「内部情報系の業務」と、予防施設管理等の「消防業務」の2つが主であると考えています。 「内部情報系の業務」システムについては、広域連合の設置までに整備する必要があると考えています。 一方、「消防業務」システムについては、令和15年度末までに整備する指令システムと連携するものもあるため、指令システムの整備時期に合わせて段階的に構築していく必要があると考えています。
11	12-3 サービス充実・高度化	消防業務	多田消防長 (室戸市消防本部)	直近指令・ゼロ隊運用について、署所間の距離が離れている地域では、現場到着までの時間的なロスが大きくなり、直近指令が難しい場合があるのではないかと。	直近指令やゼロ隊運用による応援体制を確保することが、広域化の大きなメリットの一つであると考えています。 広域化のメリットを活かして地域の実情に応じた応援体制を確保するためには、各消防本部が協力して、部隊運用のルールを作り上げていく必要があると考えています。
12	12-3 サービス充実・高度化	消防業務	佐々木消防長 (高幡消防組合消防本部)	直近指令を進める場合、署所の関係市町村が負担する（自賄い）車両整備との整合性が課題となるのではないかと。自署で整備した車両を他署の出動に使用することになるため、費用負担の考え方も含めて整理が必要ではないかと。	直近指令を行う場合、他署の管轄に出動するだけでなく、他署から自署の管轄に出動してもらう場合もあります。 他署の管轄へ出動した場合の費用負担のルールについては、他県での先事例も参考にしながら、今後検討して決める必要があると考えています。
13	12-3 サービス充実・高度化	消防業務	竹内消防長 (中芸広域連合消防本部)	ゼロ隊運用や直近指令を導入した場合、車両が出動した後の補充要員の確保について、従来どおり非番招集で対応するのか、それとも他の消防署からの応援で対応するのか、考え方を整理する必要があるのではないかと。	(No.11の回答と同じ) 直近指令やゼロ隊運用による応援体制を確保することが、広域化の大きなメリットの一つであると考えています。 広域化のメリットを活かして地域の実情に応じた応援体制を確保するためには、各消防本部が協力して、部隊運用のルールを作り上げていく必要があると考えています。

高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回専門部会におけるご意見等

資料 1	令和 8 年 8 月 19 日
高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第 2 回）	

NO.	項目	部会	発言者	ご意見の内容	事務局の対応方針案
14	12-3 サービス 充実・高度化	消防業務	西川消防局 長（高知市 消防局）	現在、高知市では日勤救急隊 1 隊を配置・運用し、日勤消防救急 隊の検討を進めているが、広域化後、高知市以外の地域にも日勤 救急隊を配置する考えがあるのか確認したい。	日勤救急隊や日勤消防救急隊を配置するかどうかは、地域の実情を踏 まえて、その必要制を判断していくことになると思います。また、そ の人員や車両等を配置する必要があるため、職員配置や事務分掌と併 せて判断することになると考えています。
15	13-1 消防指令 システム	消防業務	片山副市長 （土佐市）	節減効果額を含まない、実際に必要となる分賦金について、年度 ごとの推移が分かるようシミュレーションを示していただきたい。	実際に必要となる分賦金の年度別シミュレーションについては、令和 7 年度の決算額と現在の職員配置シミュレーション結果を基に、第 2 回実務協議会（9 月 3 日開催予定）でお示しする予定です。
16	8-1 分賦金算定	総務	弘瀬副市長 （高知市）	分賦金のシミュレーションについて、国際情勢や物価高の影響で 推計が困難な時代であり、将来的に上振れが予想される。定期的 にアップデートをしていただきたい。	また、分賦金のシミュレーションは定期的に更新したいと考えていま す。そうした中で、今後その数値が物価高の状況によって変動する可 能性があることはあらかじめご理解いただきたいと思います。
17	1-15 法定協議 会規約案	総務	弘瀬副市長 （高知市）	法定協議会設置に係る規約の議決について、例えば 3 月議会で 34 市町村のうち 2 市町村が否決となった際には、6 月議会では 32 市 町村での法定協議会設置を図る議案を提出する必要があるのか。	法定協議会については、議決を得た市町村で先行して設置し、実施計 画の協議を開始することをご提案しています。 一部の市町村議会で議案が否決された場合における、議決済の市町村 での再度の議決の要否については、現在、総務省に確認しているところ です。
18	1-14 実施計画 案（先行的共同 事業含む）	総務	黒岩副市長 （室戸市）	広域化後の給与体系について、全県枠・地域枠のいずれについて も、高知市の給与体系に統一する考えなのか。	全県枠・地域枠のいずれの場合でも、高知市消防職に準拠した給与体 系に統一する必要があると考えています。
19	2-3 職員定数	総務	早川副市長 （土佐清水 市）	3 交替制勤務導入に伴う所要額及び財源負担について、関係市町 村で負担するのか、全市町村で負担するのかによって分賦金が大き く変動するため、慎重に検討する必要がある。	令和 8 年 6 月に実施した市町村意向調査では、3 交替制の統一を希望 しない市町村が 19 団体と多数を占め、現行の 2 交替制の維持を希望 するご意見が数多く挙がっています。
20	2-4 職員配置	総務	國貞副町長 （越知町）	2 交替制と 3 交替制が混在するのか、それとも 3 交替制に統一す る形で進めるのか。	このため、勤務形態については、消防本部ごとの関係市町村の判断を 尊重する「多様性尊重型」とすることをご提案しています。
21	2-4 職員配置	総務	島崎消防長 （安芸市消 防本部）	勤務形態については、3 交替制と 2 交替制のメリット・課題を十分 に議論した上で、消防吏員の勤務体制の充実という観点から分析 を行い、その結果を踏まえて方針を決定し、統一的な運用を目指 していただきたい。	仮に県内を 3 交替制に統一した場合に、2 交替制だった消防本部の増 額分を全市町村で負担することになれば、従前から 3 交替制だった消 防本部の関係市町村が、その人件費を負担することに理解を得ること は難しいのではないかと考えています。
22	2-3 職員定数	総務	植野副市長 （安芸市）	3 交替制を行う場合、2 ～ 3 年かけて段階的採用が必要ではない か。令和 13 年度以降に節減効果を確認し、その 2 ～ 3 年後に 3 交 替制へ移行する方法が適宜対応しやすいと考えるが、採用の調整 はどのように考えているのか。	

高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回専門部会におけるご意見等

資料 1	令和 8 年 8 月 19 日
高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第 2 回）	

NO.	項目	部会	発言者	ご意見の内容	事務局の対応方針案
23	8-1 分賦金算定	財務	渡部副市長 (南国市)	分賦金の案分については、基準財政需要額割と救急出動件数割の組合せとなっているが、基準財政需要額には救急に係る需要も含まれているため、基準財政需要額を基本とした案分方法の方が公平性を確保できるのではないかな。	現在の算定方法は、基本計画あり方検討会において、各市町村及び各消防本部との協議を経て、基本計画に定めたものです。 検討にあたっては、基準財政需要額割100%など複数案を提示して議論しましたが、基準財政需要額に基づいて算出される消防力と実際の消防力が一致していないことなどを踏まえ、基準財政需要額による応能負担と救急出動件数による応益負担を組み合わせた算定方法が適当だと考えています。
24	8-1 分賦金算定	財務	北村副市長 (香南市)	市町村の財政負担の増加に対して、県からの財政支援は検討しているのか。	消防広域化に伴い、新たに生じる負担を含めた実質負担の合計から、システム共同整備による節減効果額を差し引いても、なお負担が増える市町村に対しては、負担増分に相当する財政措置を講じる考えを、第2回方面別部会でお示したところです。
25	8-1 分賦金算定	財務	國貞副町長 (越知町)	同上	
26	8-1 分賦金算定	財務	渡部副市長 (南国市)	現在の分賦金シミュレーションは、緊急防災・減災事業債の継続を前提としているが、当該事業債の継続が不確実な中で、この節減効果を実確なものとして捉えてよいのか。	緊急防災・減災事業債については、累次の延長を重ねて、今次の期限は令和12年度までとなっていますが、同事業債の恒久化または同等以上の財源措置の創設について、国へ政策提言を行っております。 引き続き、政策提言を行うことなどにより、国の財政措置を確保できるよう取り組んでいきたいと考えています。
27	2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌	総務	片山副市長 (土佐市)	広域化後の災害対応における指揮命令系統や、連合本部・方面本部・署所間の連携体制がどのようなになるのか。	災害時には、市町村の災害対策本部へ消防署の幹部職員が参画して活動方針を確認するなど、市町村と消防署がしっかりと連携する体制を確保する必要があると考えています。 また、複数の消防署所間の連絡調整を方面本部が行い、全県での連絡調整が必要な場合は連合本部が行うなど、災害の規模に応じた連携体制については、既に基本計画において例示していますが、職員配置や事務分掌と併せて各市町村が決めたうえで、管内の消防署所と調整しておく必要があると考えています。



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (1 / 5)

資料 2

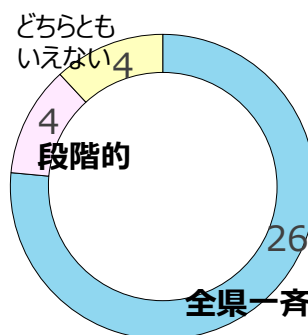
令和 8 年 8 月 19 日

高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会 (第 2 回)

I 統合の骨格

1-1 消防本部機能の統合

選択肢	市町村数	割合
① 全県一斉で行うべき	26	76%
② 機運が熟した地域から段階的に行うべき	4	12%
③ どちらともいえない	4	12%
合計	34	100%



① 全県一斉

- ・高知県一を目指す趣旨から、県一斉で行うべきと考える。人材確保と財政運営においてスケールメリットを最大限に生かすことができる。
- ・段階的な統合は、県内消防本部に混乱をもたらす可能性が高い。例規の改正、分賦金算定、処遇格差の問題などを段階的統合の都度行わなければならない、議会への説明も難しく、また事務的なコストアップも懸念される。

② 段階的

- ・全県一斉の広域化を条件にすると、34市町村の中の1箇所でも合意が得られただけで全体の計画がストップしてしまう恐れがあるため、機運がある地域で着実に先行することが合理的と考える。

③ どちらともいえない

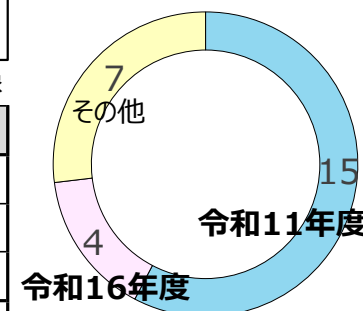
- ・議会等に理解を得るためにも、R16年度の一斉統合が望ましいが、市町村により課題は様々であるため、段階的統合もあり得ると考える。
- ・統合の必要性は理解するものの、広域化後の財政負担増への懸念や、進めるための条件・機運が十分に整うタイミングが見込めないため、現時点で一斉統合と段階的のいずれかを判断するには至らない

1-2 全県一斉統合のタイミングについて

※1-1で「①全県一斉で行うべき」と回答した市町村が回答対象

選択肢	市町村数	割合
① 令和11年度	15	58%
② 令和16年度	4	15%
③ その他	7	27%
合計	26	100%

R8.6月実施



① 令和11年度

- ・まずは県が提示しているスケジュールを念頭に、市町村間の合意形成を目指して議論を進めていくことが先決。また、考えられる課題を事前に協議・解決した上で、その内容を実施計画に盛り込み、議会で統合の議決を得られるよう努めることが必要。
- ・早期に統合することで、連合本部や方面本部の必要人員が精査され、署所の消防吏員の拡充が見込まれる。

② 令和16年度

- ・現在進行中もしくは近い将来計画している事業を考慮すると、分賦金の支出はできるだけ先延ばしがよい。また、消防本部の統合には、一定の準備期間が必要。

③ その他

- ・消防指令システムの節減効果が判明する令和13年度の翌年度（令和14年度）の統合がよい。
- ・現時点では、具体的な内容が確定していないため、判断は困難。今後の協議状況を踏まえながら慎重に判断していく。

実施計画素案の方向性

- ◆ 県推奨案：令和11年度に全市町村一斉に1次統合を図る（調整案：高幡方面本部の1次統合を令和16年度まで先送り）
※県推奨案・調整案ともに、令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（2次統合）を実現

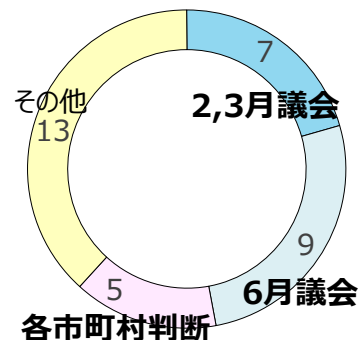


消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (2 / 5)

I 統合の骨格

1-4 議会での議決のタイミングについて

選択肢	市町村数	割合
① 令和 9 年 2 ～ 3 月議会において全市町村が議決を得る方向で臨むべき	7	21%
② 令和 9 年 6 月議会で全市町村が議決を得る方向で臨むべき	9	26%
③ 議決の時期は期限の中から各市町村に委ねるべき	5	15%
④ その他	13	38%
合計	34	100%



① 令和9年2～3月議会において全市町村で議決に臨むべき

・遅くとも令和 9 年 6 月議会で議決を得ることが必須であれば、否決されることも念頭に置いて、令和 9 年 2 ～ 3 月議会の議決を目指して進めてはどうか。

② 令和9年6月議会において全市町村で議決に臨むべき

・議会の承認を得るために十分な説明時間の確保が必要。
・令和 9 年 4 月に見込まれている統一地方選挙の日程を考慮すると、2 ～ 3 月議会への上程を見送る市町村も多いと考えられる。

③ 各市町村の判断

・市町村ごとに考え方や方向性があるため、各市町村のベストなタイミングで議会に提案した方がよい。

④ その他

・議会議決のタイミング自体は全市町村が同時期の議会でも議決を得る方向で臨むべきであると考えますが、2 ～ 3 月議会か 6 月議会かについては判断しかねる。
・議決の時期は調整し、全市町村が同じタイミングで議決を得る方向で臨むべき。

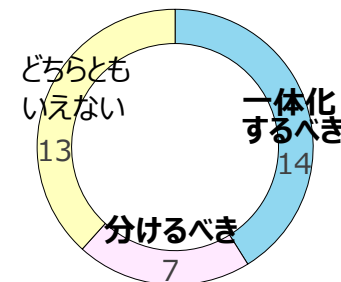
今後の方針

◆ 両議案の上程時期について、今回の意向調査では、意見が分かれているため、今後の議論の進展を踏まえて 11 月末までに決定する。

R8.6月実施

1-5 広域連合設置時の規約にその後の改正規定をあらかじめ盛り込み、議決を一体化することについて

選択肢	市町村数	割合
① 一体化すべき	14	41%
② 議決①と議決③は分けるべき	7	21%
③ どちらともいえない	13	38%
合計	34	100%



① 一体化すべき

・関連する内容となるため、一本化して議決することが望ましい。
・議会へ一体的な説明ができる。

② 議決①と議決③は分けるべき

・消防本部の統合について、不透明な部分が潜在する状態で議決を得ることができるのか。また、法定協議会設置後に実施計画の調整が行われることから、内容の変更もあり得るため、時期尚早ではないか。

③ どちらともいえない

・現段階で判断できる材料が乏しく判断できない。
・スケジュール的に可能であれば一体化することが望ましいが、検討時間等も考慮し、一体化ありきにすべきではない。

今後の方針

- ◆ 議決①（広域連合規約の議決）と議決③（広域連合の規約改正）の一体化を基本に検討を進める。
- ◆ 一方で、規約改正の内容や議決時期に関する懸念、判断材料が不足しているとの意見も踏まえ、市町村と十分に議論した上で、最終的な取扱いを決定する。



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (3 / 5)

資料 2

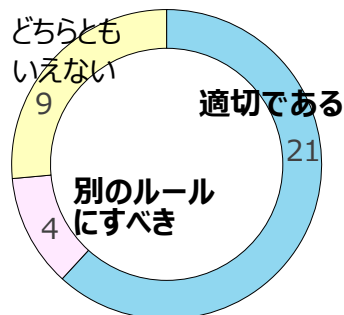
令和 8 年 8 月 19 日

高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会 (第 2 回)

Ⅱ 分賦金の算定

2 分賦金の算定方法について

選択肢	市町村数	割合
① 適切である	21	62%
② 別のルールにするべきである	4	12%
③ どちらともいえない	9	26%
合計	34	100%



① 適切である

- ・正解がない中で、多くの市町村が納得しやすい内容であると思う。
- ・加味する係数を増やすと、算定が煩雑かつ分かりづらくなる。

② 別のルールにするべき

- ・現状の算定方法では財政負担が増えるため再検討をお願いしたい。
- ・事業費補正を除いた常備消防の基準財政需要額のみで案分してはどうか。もしくは、指令システムの運用経費分の算定のみに救急出動件数割を一部反映してはどうか。

③ どちらともいえない

- ・「基準財政需要額割 + 救急出動件数割 + 均等割」による案分方法を提案する。
- ・基準財政需要額割と救急出動件数割の割合を変更したり、人口・土地面積等の他要素を組み込んだ分賦金試算など、複数パターンをご提示いただきたい。

実施計画素案の方向性

◆ 現在の分賦金算定方法とする。

現在の算定方法は、基本計画あり方検討会において、各市町村及び各消防本部との協議を経て、市町村の財政負担の変動を可能な限り小さくする方向性にしたもの。

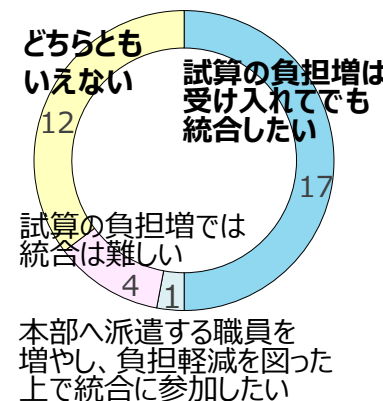
検討にあたっては、基準財政需要額割100%など複数案を提示して議論したが、基準財政需要額が県内の実情を十分に反映しないことなどを踏まえ、基準財政需要額による応能負担と救急出動件数による応益負担を組み合わせ、各市町村の負担能力や受益の程度に応じた分賦金の算定としている。

Ⅲ 統合に向けての環境整備

3-1 財政負担の変化（必要最小限の均一化）

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化を受け入れてでも統合に参加したい	17	50%
② 財政負担の変化は受け入れられないため、広域連合本部や方面本部へ派遣する職員を増やし、負担軽減を図った上で、統合に参加したい	1	3%
③ 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、統合への参加は難しい	4	12%
④ どちらともいえない	12	35%
合計	34	100%

R8.6月実施



① 試算程度の財政負担の変化を受け入れてでも統合に参加したい

- ・指令システム共同化による効果が大きいため、財政負担の増額を行ってでも、統合を行うメリットが大きい。

③ 試算規模の財政負担の変化が見込まれるならば、統合への参加は難しい

- ・小規模消防本部は連合本部や方面本部に派遣する余力がないことを考慮していただきたい。

④ どちらともいえない

- ・給与水準等の統一に伴う財政負担の必要性は認識しているものの、財政負担が大きい市町村は体制を維持できない恐れもあり、県の財政支援は不可欠。
- ・今後の制度設計、派遣職員数、分賦金算定方法によって負担額が変動する可能性があるため、現時点ではどちらともいえない。

実施計画素案の方向性

◆ 職員の処遇等については、市町村消防の原則に鑑み、今般の消防広域化による処遇均一化は必要最小限とする。

※財政負担が増加する市町村における影響額（かかり増し経費）は、国と協議のうえ、特別交付税の配分、その他国の財政措置の活用等及び県費による支援の組み合わせにより100%措置する。



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (4 / 5)

資料 2

令和 8 年 8 月 19 日

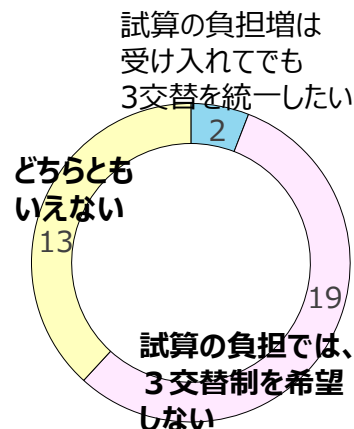
高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会 (第 2 回)

Ⅲ 統合に向けての環境整備

R8.6月実施

3-2 3 交替制への統一について

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化は受け入れてでも 3 交替制の統一を実現したい	2	6%
② 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、3 交替制への統一を希望しない	19	56%
③ どちらともいえない	13	38%
合計	34	100%



① 3 交替制の統一を実現したい

- ・職員募集や人事異動を考えると、ひとつの組織の中で、期限も定めずに勤務条件が異なるのは容認しがたい。

② 3 交替制への統一を希望しない

- ・当面は多様性を尊重しつつ、各消防署及び職員にとって最適な職場環境を検討していくべきであり、必ずしも統一する必要はない。
- ・本質的に重要なのは年次有給休暇の取得率や総労働時間の適正化であり、これらが担保されるのであれば、地域の実情に応じた柔軟な運用でもよいのではないか。
- ・3 交替制の導入に伴い大幅に財政負担の増加が見込まれる一方で、負担増に見合う住民サービスの向上や費用対効果について十分な説明ができないため困難。

③ どちらともいえない

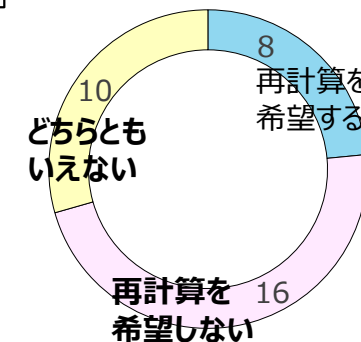
- ・職員全員が3交替制を望んでいるわけではなく、2交替制のメリットもある。その決定権は市町村に残していただきたい。
- ・3 交替制に統一すべきと考えるが、財政負担も踏まえ、地域の実情に応じた 2 交替制の継続も検討が必要であり、どちらともいえない。

実施計画素案の方向性

- ◆ 各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」とし、各市町村が地域の実情に応じて検討を行い判断する。

3-3 高知市の給与水準への再計算について

選択肢	市町村数	割合
① 試算程度の財政負担の変化は受け入れてでも高知市の給与水準への再計算を希望する	8	24%
② 試算された規模の財政負担の変化が見込まれるならば、高知市の給与水準への再計算を希望しない	16	47%
③ どちらともいえない	10	29%
合計	34	100%



① 再計算を希望する

- ・同一組織内で格差があると、職員のモチベーションが下がるのではないかと。

② 再計算を希望しない

- ・著しい財政負担の増加となることから、今後の財政状況を踏まえると難しい。
- ・財政負担の大幅な増額は議会の承認が得られない可能性がある。

③ どちらともいえない

- ・広域化による節減効果等を検証した上で、判断していきたい。
- ・まずは再計算をしない方向で調整し、再計算を行う方向に移行すべきではないか。

実施計画素案の方向性

- ◆ 職員の処遇等については、市町村消防の原則に鑑み、今般の消防広域化による処遇均一化は必要最小限とする。
(高知市の給与水準への再計算は実施しない)



消防本部の統合時期及び先行的共同事業等に関する市町村意向調査 (第2回) 結果概要 (5 / 5)

資料 2

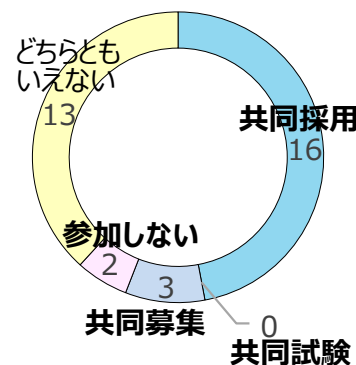
令和8年8月19日

高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会 (第2回)

IV 先行的共同事業への参加意向

4-1 人材確保事業について

選択肢	市町村数	割合
① 職員の共同採用を希望	16	47%
② 共同試験を希望	0	0%
③ 共同募集を希望	3	9%
④ 人材確保事業には参加しない	2	6%
⑤ どちらともいえない	13	38%
合計	34	100%



① 共同採用

- ・単独での採用試験では受験者が少なく苦慮しているため参加を希望する。
- ・年々単独採用が困難となる中、共同採用への移行は事務負担の軽減や効率化に資するだけでなく、より安定した人材確保が図れるものと期待している。

③ 共同募集

- ・当面、自消防本部で必要な人材を確保できている間は、共同募集のみを希望する。

④ 参加しない

- ・採用は概ね円滑に実施できており、広域化に伴う財政負担も考慮すると、共同募集は費用に見合う効果が限定的と考える。

⑤ どちらともいえない

- ・全市町村が消防本部機能の統合も含めた広域化に合意となってから実施すべき。
- ・大きい自治体が有利になるのではないかと懸念がある。

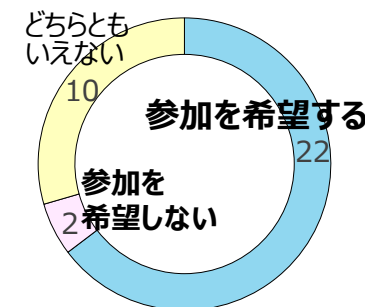
実施計画素案の方向性

- ◆ 令和10年度(令和11年度新規採用者を対象)から、一次統合(令和11年度)する市町村に加え、一次統合していない市町村のうち参加を希望する市町村を対象に共同採用を実施する。
(一次統合せずに、共同採用に参加する場合は、職員間の公平性や職場運営の観点から給与の逆転調整などの処遇均一化を行う必要がある)

4-3 コンプライアンス推進室について

選択肢	市町村数	割合
① 参加を希望する	22	65%
② 参加を希望しない	2	6%
③ どちらともいえない	10	29%
合計	34	100%

R8.6月実施



① 参加を希望する

- ・職員への意識付け、また職場環境の向上となることから、早期の参加を希望する。
- ・職員が安心して職務に専念できる環境を整備することは、最優先で取り組むべき課題。特定の消防本部内のみでは解決が困難なケースも多く、県域での統一された体制と専門的な見地による支援が不可欠であると考える。

② 参加を希望しない

- ・コンプライアンス対策は概ね円滑に実施できており、広域化に伴う財政負担も考慮すると、共同募集は費用に見合う効果が限定的と考える。

③ どちらともいえない

- ・消防本部統合前の段階で、限られた人的リソースを割くのであれば、専任又は兼任といった配置方法に加え、その業務内容や効果についても、各方面本部まで着実に管理が行き届く、実効性のある仕組みの構築に向けて、議論すべき課題は多い。
- ・具体的な業務内容や負担金が判明しないと判断できない。

実施計画素案の方向性

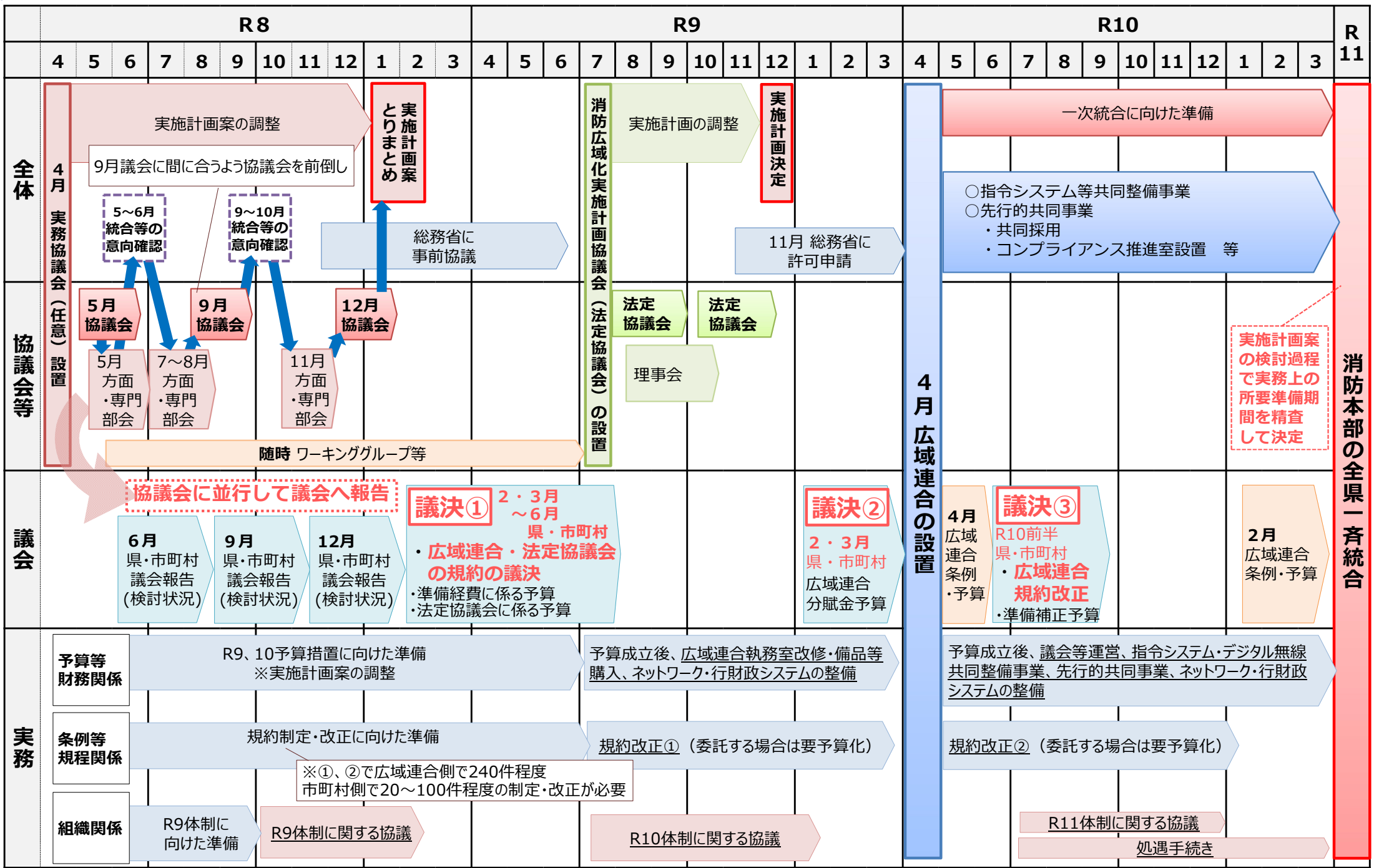
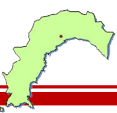
- ◆ 令和10年度に広域連合に「コンプライアンス推進室」を設置する。
(令和10年度は希望市町村が参加し、令和11年度からは一次統合した市町村に加え、一次統合していない市町村のうち希望する市町村が参加)



移行の進め方と目標年次（消防本部の統合時期のパターン）

対応素案		➤ 市町村意向調査（R8.6実施）を踏まえ、「県推奨案」をベースに検討してはどうか。 ➤ なお、意向調査を踏まえ、県推奨案から調整する案なども考えられる。			
区分		県推奨案		一部を調整する案 → 要調整事項 調整案	
考え方		R11に 全市町村一斉に 1次統合を図る 〔 市町村意向調査の多数意見を尊重 〕		高幡方面本部の1次統合を R16まで先送り 〔 統合前に高幡消防組合が実施 する、組合内の処遇統一に準 備期間が必要との意見を尊重 〕	
概要	1次統合 (指令以外)	時期 R11	参加市町村 全市町村	時期 R11	参加市町村 高幡方面を 除いて統合
	2次統合 (指令)	時期 R16	参加市町村 全市町村	時期 R16	参加市町村 全市町村
先行的共同事業等		令和10年度に広域連合を設置し、 <u>原則、全市町村で人材確保事業(共同採用)やコンプライアンス推進を令和10年度より開始。</u>			

<参考> 意向調査 (R8.6)	Q:全県一斉or段階的統合（問1-1）	→ A: <u>全県一斉が26市町村(76%)で多数</u> ※段階的統合は4市町、どちらともいえないが4市町
	Q:全県一斉統合のタイミング（問1-2）	→ A: <u>R11が15市町村(58%)で多数</u> ※R16が4市町村、その他が7市町村





1 消防本部の統合時期

- 6 月の市町村意向調査では、「全県一斉統合」が 26 市町村（76%）、また、一斉統合の時期については、「令和 11 年度」が 15 市町村（58%）と多数だったことを踏まえ、県推奨案を「令和 11 年度 of 全県一斉統合」とした。
- 調整案は、高幡が既に方面本部単位での統合を達成しており、まずは現組合内での処遇統一等を進めるための準備期間を置く目的で、令和 16 年度まで猶予しようというもの。そういう事情がない他地域については、早期統合を望む多数意見も踏まえて、まずは方面本部単位の統合を早期に行うことが統合効果の早期発現の意味で望ましいと考えている。
- 若者が減少している中で、室戸市消防本部など一部の消防本部では、人材不足が組織の存亡に関わるレベルに達しているため、令和 10 年度から共同採用を開始し、令和 11 年度からの配属をすることで一刻も早く人材確保に取り組む必要がある。
- ただし、仮に任用開始の時点で消防本部が統合されていない場合には、給与の逆転調整などの処遇均一化を各市町村や組合等で行っていただく必要があると考えている。

2 広域連合の設置時期

- 指令システム等の共同運用を令和 16 年度に開始するためには、調査・計画などの事業主体となる組織が令和 10 年度には必要。
現実に、現在運用中の高知市と土佐市の共同システムの整備にも、6 年程度の準備期間が必要であったと聞いている。
＜指令システム等の共同整備スケジュール＞
・令和 10 年度：調査・計画 ・令和 11～12 年度：設計 ・令和 13～15 年度：整備事業 ・令和 16 年度：運用開始
- また、喫緊の課題である消防人材の確保のためには、令和 10 年度から共同採用に取り組む必要があると考えており、採用する職員の受け皿となる組織が必要。
- これらの点を踏まえると、令和 10 年度に広域連合を設置することが適当と考えている。

3 共同採用の必要性

- 共同採用によって新採職員の給与体系を高知市並みに統一し、処遇を向上させることにより、消防職場の魅力が向上し、県全体で必要な人員数の確保や、欠員が生じている署所への人員配置が可能になると考えている。
- 一方、共同募集や共同試験については、受験者及び消防本部の双方に負担軽減のメリットがあるが、都市部の消防本部に応募が集中する状況は変わらず、人材不足が深刻な消防本部の課題解決にはつながりにくい。

4 議決等のスケジュール

- 現在のスケジュールは、指令システムの共同運用を令和 16 年度から確実に開始することや、一刻も早く人材確保に取り組むために令和 10 年度から共同採用を開始することを目指したもの。
- このスケジュールが遅れた場合、将来にわたって県全体の消防力を確保していくという広域化の効果の発現が遅れ、ひいては、消防サービスの低下につながりかねないと懸念している。
- スケジュールが拙速との意見には、「どの時点で」「何をするために」「どれだけの期間」が足りないのかを具体的に伺って対応を検討したい。



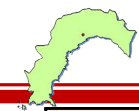
対応素案

以下の骨子としてはどうか。

【県推奨案】広域連合規約の骨子案について

規約の主な項目	R10広域連合設置時（案） 議決① R9年度 6 月まで	消防本部の一次統合以降（案） 議決③ R10年度前半まで
広域連合の名称	高知県消防広域連合（消防本部名：高知広域消防局）	
構成団体	全市町村及び県	
処理する事務	1 指令システム・デジタル無線共同整備事業 <全市町村> 2 先行的共同事業 ①既存事業（消防総合支援事業等） <全市町村及び県> ②人材確保（ 共同採用 ） <全市町村> ③コンプライアンス推進室の設置 <希望市町村>	1 市町村の消防事務 （消防団及び消防水利に関する事務を除く） 2 県の消防事務のうち、航空消防隊（消防防災航空センター）及び消防学校に関する事務 ※全消防本部の統合後
事務所の位置	総合あんしんセンター（高知市）内への設置を基本に検討・調整 ※消防指令センターの位置も同様に検討・調整	
議会の組織、議員の選挙の方法等	・定数： 20 人（市町村議会議員： 18 人、県議会議員：2人） ・選挙の方法：選出区分（方面）内の市町村の協議に基づき、別に定めるところにより市町村の議員の中から選出 ・任期： 2 年	
執行機関の組織	・広域連合長及び副広域連合長 1 名を置く ・広域連合長は、市町村長及び知事による選挙により、市町村長のうちから選任 ・副広域連合長は、広域連合長が構成団体の長のうちから任命	
協議・審議機関	・広域連合管理者会議 広域連合の運営に当たって重要事項に関する協議を行う。 構成：広域連合長及び副広域連合長を含め、各方面の管内市町村長 6 名（1 人×6 方面）及び知事の計 7 名で構成	
		・方面消防本部管理運営協議会（方面毎に設置） 各方面管内の消防行政に関する協議を行う。 構成：各方面管内の市町村長
経費の支弁の方法	・経費の区分及び参加市町村に応じた負担割合 ※「8-1分賦金算定」のとおり ・上記の規定による案分が適当でない経費については、関係市町村の協議により負担方法を規定	
附則 ※要検討事項	・施行日：令和10年 4 月 1 日	・施行日（規約改正後）：令和11年 4 月 1 日
	※令和11年度以降に広域連合で処理する事務についても、あらかじめ設置時の規約（附則）に規約の一部改正規定を盛り込んだ上で、法定協議会において決定する実施計画との整合を図る必要が生じた場合には、広域連合長及び構成団体の長において、必要な規約改正のための法制上の措置を講じる旨を規定しておくことを検討してはどうか。 ※この場合、規約改正の施行日については、別に広域連合長が定める旨を規定しておいてはどうか。	

【参考：広域連合規約の主な規定事項（地方自治法第291条の4）】 ①名称 ②構成団体 ③区域 ④処理する事務 ⑤広域計画の項目
⑥事務所の位置 ⑦議会の組織及び議員の選挙の方法 ⑧長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び 選任の方法 ⑨経費の支弁の方法



対応素案

以下の骨子としてはどうか。

法定協議会の担任する事務

- ・実務協議会において令和 8 年度に作成する実施計画案を基礎として、実施計画を決定する。

規約の骨子案

規約の主な項目	内容（案）
協議会の名称	高知県消防広域化実施計画協議会
協議会を設ける団体	全市町村、関係一部事務組合・広域連合及び県
協議会の事務所	高知市内
組織	・委員は、 <u>市町村長(34名)、消防本部を設置する市町村、一部事務組合及び広域連合の議会の議長(15名)、高知県消防長会会長、高知県知事、高知県議会議長</u> とする。（合計52名） ・会長は、市町村長及び高知県知事が協議により、市町村長のうちから選任する。 【案】
会議の運営	・委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。 ・議決要件： <u>原則として全会一致</u> をもって決することとする。 ただし、意見が分かれた場合は、 <u>会長が必要と認めたときは、再議</u> に付することができることとし、 <u>出席委員の3分の2以上の同意</u> をもって決する。 これによりがたい場合は、 <u>会長が理事会に諮り</u> 、表決方法を定めた上で、議事を進める。 ※奈良県消防広域化協議会会議運営規程の例を参考
理事会	・協議会の会議の運営その他協議会の事務の能率的な処理を図るため、協議会に理事会を置く。 ・構成員： <u>各方面消防本部管内の市町村長を代表する者（6名）及び高知県知事</u> をもって組織する。
経費の支弁の方法	市町村（基準財政需要額割） ※県職員分の人件費は県負担 ※特別交付税措置あり

施行日等
【案】

- ・令和 9 年 ● 月 ● 日施行（市町村及び県の議会の 6 月定例会終了後）。
同日において全団体の議会の議決が行われていないときは、同日までに議決した団体をもって法定協議会を設置し、未議決団体に対して期限を付して議決を行うよう働きかけた上で、実施計画の決定を図る。
- ・ただし、同日において、上記期限の到来時において議会の議決が行われた市町村の人口合計が県人口の 4 分の 3 に達する見通し
が得られない場合にあっては、法定協議会において実施計画案及び広域連合規約改正案を見直しの上、改めて未議決団体に対し
法定協議会への参加を呼びかけることを検討する。

【協議会規約の規定事項（地方自治法第 252 条の 4）】 ① 名称、② 設置団体、③ 事務又は協議会の作成する計画の項目、④ 組織並びに会長及び委員の選任の方法 ⑤ 経費の支弁の方法
【その他、規約へ記載する主な事項】 ・会議の招集 ・会議の運営 ・幹事会等の設置 等



対応素案	広域連合議会・議員 人数：20人（市町村議会議員18人、県議会議員 2 人）
	概要：・市町村議会議員は、各方面において市部・町村部でそれぞれ 1 人以上とする（中央除く） ・条例、予算その他重要事項の審議・議決を行う ・市町村及び県の議会議員の中から選出された議員で構成 ・議員の任期は 2 年 ※ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする

広域連合議会の組織等における主な論点（案）

（1）広域連合議会の議員の選出方法

○全市町村によって構成している県内の広域連合の議員数の規模を参考に、14人程度で想定していたところ、市町村の多様な意見を反映できるよう、議員数を増やすべきではないか等の意見が複数あった。

（主な意見） ・規模が同等である奈良県広域消防組合の定数を参考としてはどうか ・人口割による配分としてはどうか

○これを踏まえ、構成市町村数が近い奈良県広域消防組合の議員定数を参考に、人口規模を考慮して、議員の定数を20人（市町村18人、県 2 人）としてはどうか。

（参考） ・奈良県広域消防組合の議員定数26人 ・奈良県広域消防組合と本県の管轄人口比約79%

○また、このときの定数割は均等割と人口割の考え方をを用いて、市町村分を以下の配分としてはどうか。

- ①均等割の配分：各方面・県でそれぞれ 2 人（14人分）※市と町村から少なくともそれぞれ 1 人以上
②人口割の配分： 6 人分を各方面の人口割で加算（ 6 人分）

方面	①	②		①+②
	均等割分	管轄人口	人口割分	定数
安芸	2	39,063	—	2
中央東	2	111,130	1	3
中央	2	311,188	3	5
中央西	2	68,887	1	3
高幡	2	45,188	—	2
幡多	2	72,857	1	3
県分	2	—	—	2
合計	14	648,313	6	20

参考	
市町村数	職員数
9	124
7	219
1	405
6	160
5	151
6	181
—	—
34	1,240



広域連合議会の組織等における主な論点（案）

（2）議員の任期

- 議員の定数を地域別に配分していることから、一定の期間ごとに交代を行うこととし、任期を2年としてはどうか。

※補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする

（参考：補足事項）

- ・議員の任期の定め方について、「2年」等、一定の期間を定める場合、参画機会を均等に確保しやすく、多くの市町村の意見を反映しやすい
⇒地域別に定数を割り振り、多数の市町村から議員を選出する場合は、一定の期間を定める方が整合的。
- ⇒一方で、構成団体の議会の議員の任期とする場合、広域連合の業務に精通することができると考えられるが、選出議員の構成団体によって、連合議員の任期が大きな幅（ほぼ0～4年）を持つこととなり、構成団体間の参画機会を均等に確保しにくいのではないか

参考事例

参考事例		高知県消防広域連合（仮称）	高知県後期高齢者医療 広域連合	奈良県広域消防組合	隠岐広域連合
議 会 議 員	定数	20人 (市町村18、高知県2)	10人 (市長1、町村長2、市議会議員3、町村 議会議員4)	26人 (市町村の協議により、7地区から選出)	14人 (島根県2、隠岐の島町6、海士町2、 西ノ島町2、知夫村2)
	選挙	選出区分の議会において、選出区 分の議員の中から選挙	推薦のあった者のうちから議会にお いて選挙	選出区分の議会において、選出区 分の議員の中から選挙	構成団体の議会で構成団体の議 員の中から選挙
	任期	2年	関係市町村の議会の議員の任期	2年	構成団体の議会の議員の任期
（参 考） 基 本 情 報	方式	広域連合	広域連合	一部事務組合	広域連合
	構成団体数	34市町村＋県	34市町村	37市町村	県＋4町村
	管轄人口	648,313人	648,313人	817,466人	18,611人
	署所数	20署20分署所	－	18署12分署7出張所	1署1分署2出張所

（出典）他団体の情報は、それぞれ公表している例規集、消防年報、ウェブサイトから抜粋



広域化後の新規採用職員の配置先と異動の基本的な考え方（案）

- **新規採用職員の配置先は、本人の希望を確認（例：方面単位で複数（3箇所以上）を希望可能な採用手法を導入（※））した上で調整する。**
・ 募集人数と配置希望者数にギャップがある場合、**一部の職員（新規採用職員の1割強程度と想定）については職員不足の方面に配置。**
- **既存職員の異動は最小限に留め、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とする。**ただし、一部の職員については、本人の希望と組織側の状況を併せて調整した結果として、**広域連合本部や方面本部管轄外への広域異動（全体の3%程度と想定）がある。**
・ 異動を希望する職員が一定はいると考えられるため、職員の希望を踏まえた異動も可能になると考えられる。

【参考】職員の配置先調整のイメージ（試算）

<新規採用職員の配置先>

○令和 8 年 4 月 1 日付採用において、各消防本部が募集した職員数を「R8募集人数概数」(A)、実際に採用した職員数を「R8採用人数」(B)とし、この差を「職員不足の方面に配置する人数」(C)として方面別に試算。

((A)：各消防本部のR8年 4 月採用職員の募集人数を参考にした概数。 (B)：各消防本部のR8年 4 月採用職員の人数。)

- ・ **広域連合による共同採用により、(B)：57人に(C)：8人を加えた65人を採用 → 募集人数に応じて方面本部に配置**
⇒ 新規採用職員のうち約 9 割を本人希望の方面に配置（1割程度の職員を職員不足の方面へ配置することで、必要な職員を確保）

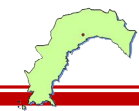
方面本部	R8 募集人数概数 (A)	R8 延べ応募者数 (併願含む) [倍率]	R8 採用人数 (B)	職員不足の方面 に配置する人数 (C) ((A)-(B))
中央	13人	97人[7.5倍]	13人	-
安芸	11人	47人[4.3倍]	8人	3人
中央東	9人	54人[6.0倍]	7人	2人
中央西	8人	49人[6.1倍]	8人	-
高幡	10人	16人[1.6倍]	9人	1人
幡多	14人	50人[3.6倍]	12人	2人
合 計	65人	313人[4.8倍]	57人	8人

(※) 現状の採用試験では、複数の消防本部を併願受験した人が多数存在していることから、広域連合の共同採用においても複数の方面本部を希望する受験者は多数いると想定される。

広域連合による共同採用により、
(B)：57人に(C)：8人を加えた65人を採用
⇒ 募集人数を確保できていない方面本部に配置する。
(R8新規採用職員では8人に1人程度（1割強程度））
⇒ 採用3～5年後に、本人の希望と組織側の状況を踏まえ、
転出を希望する職員を中心に異動先を調整する。

<既存職員の配置先>

○異動は最小限に留め、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とする。（毎年、異動希望を確認し、転出を希望する職員を中心に異動）



職員の処遇の均一化の基本的な考え方

<市町村意向調査の結果（R8.6月）>

- ・直近の市町村長への意向調査においては、職員の処遇について、必要最小限の均一化を図る場合の財政負担の変化を基本とした上で、必要最小限を超える均一化については希望しない市町村が多数となった。
（必要最小限を超える均一化に対する回答：希望する24%、希望しない47%、どちらともいえない29%）

➤ 上記の検討の過程を踏まえ、以下の基本的な考え方を定める。

- （1）市町村消防の原則に鑑み、今般の消防広域化による処遇均一化は必要最小限とする。
ただし、「必要最小限」を超える均一化については、消防指令システム等の入札により節減効果が概ね判明する令和13年度を目処に検討することとする。
- （2）必要最小限の処遇均一化に要する費用については、勤務する署所の関係市町村で負担する。（人件費の負担ルールと同様）

必要最小限の均一化（給料表格付け等の取扱い（新規採用職員・既存職員の扱い））

➤ 給料表の適用に当たっては、広域化前の実態を踏まえつつ、以下に基づき対応する。

- ① 広域連合の給料表等は、高知市消防職に準拠
（新規採用職員については、高知市消防職に準拠した給料表及び初任給基準を適用）
- ② 既存職員は移行前の給料月額を下回らない号給（同額又は直近上位）に格付け（高知市消防職に準拠した給料表に移行）
- ③ 新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額を調整
- ④ 昇給日の統一による給料月額の調整（毎年4月1日）

➤ 上記の場合の財政負担は、0.8億円程度／年の増加（高知市以外の全市町村合計）を見込む。



広域化後の給料表等、昇給・昇格のモデルケース

- 広域化後の給料表や昇給・昇格の基準は、高知市消防職の制度をベースとする。この際の号給区分は以下のとおり。

(R8.4.1時点(案))

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給数	1～89	1～97	1～97	1～85	1～85	1～73	1～45	1～9
給料月額	219,000円 ～281,700円	274,500円 ～321,900円	285,100円 ～359,400円	309,800円 ～396,500円	332,600円 ～409,000円	366,800円 ～427,000円	420,700円 ～463,000円	471,900円 ～501,500円
主な職名	主事	主査補	主査	係長 担当係長 職名主査 主任 職名主任	課長補佐 副署長 所長 統括	課長 副参事 署長	次長 参事 方面本部長	消防局長 理事

- 広域化後の新規採用職員の級ごとの給料月額を目安（19歳で新規採用職員となる例）は以下のとおり。（※職員手当は含まない）

職名等（年数）	級号給	給料月額 ※職員手当は含まない	備考
主事（初級（高校卒）1年目） ※新規採用職員の初任給	1-5	225,100円	中級（短大卒）初任給：243,000円 上級（大卒）初任給：265,400円
主査補（10年目）	2-9	280,700円	
主査（20年目）	3-37	316,700円	

※既存職員の格付けについては、給料月額を下回らない級号給（同額又は直近上位）に格付けを行うことを基本とし、新規採用職員と既存職員の逆転調整などの調整が必要な場合は個別に行う。

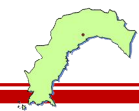


対応素案

➤ 職員手当は、広域化により同一の組織になり、同一の職務内容となること等から統一が必要であり、広域化前の実態を踏まえ、以下によるものとする。

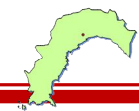
※一次統合までの間に、国等により給与制度の変更があった場合は、適切に対応することとする。

職員手当の種類	対応	備考
・ 地域手当 ・ 時間外勤務手当 ・ 宿日直手当 ・ 管理職員特別勤務手当 ・ 夜間勤務手当 ・ 休日勤務手当 ・ 期末手当 ・ 勤勉手当 ・ 扶養手当 ・ 住居手当 ・ 単身赴任手当 ・ 通勤手当 ・ 退職手当	国準拠で規定	左記職員手当は、国準拠で規定。 ※現行の職員手当は、各市町村で同程度 ※退職手当は、職員の在職期間を広域化前後で通算し、退職手当の不利益が生じないように扱う
・ 特殊勤務手当 ※火災、救急業務等に従事した場合の消防業務手当や夜間業務手当等 ・ 管理職手当	高知市の基準で規定	左記職員手当は、最も職員数の多い高知市基準で規定。 ※管理職手当については、広域化前の実態を踏まえ、5 級を管理職扱いすることとしてはどうか。（主幹除く）



職員手当の取扱い たたき台（案）

職員手当の種類	主な基準 ※現在(R8.4.1)の制度の情報をもとに記載しており、国等により給与制度の変更があった場合は、適切に対応する。 ※ここに記載するほか、詳細は広域連合の条例、規則等で定める。																																			
・地域手当	県内での適用なし ※東京都の特別区に所在する公署に在勤する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額の20%の月額を支給。																																			
・時間外勤務手当 ・夜間勤務手当 ・休日勤務手当	<table><tr><td>支給割合</td><td>時間外勤務(勤務日)</td><td>〃 (月60時間超過)</td><td>時間外勤務(週休日)</td><td>〃 (月60時間超過)</td><td>休日勤務</td><td>夜間勤務</td></tr><tr><td>下記以外</td><td>125/100</td><td>150/100</td><td>135/100</td><td>150/100</td><td>135/100</td><td>—</td></tr><tr><td>午後10時～午前5時</td><td>150/100</td><td>175/100</td><td>160/100</td><td>175/100</td><td>—</td><td>25/100</td></tr></table>												支給割合	時間外勤務(勤務日)	〃 (月60時間超過)	時間外勤務(週休日)	〃 (月60時間超過)	休日勤務	夜間勤務	下記以外	125/100	150/100	135/100	150/100	135/100	—	午後10時～午前5時	150/100	175/100	160/100	175/100	—	25/100			
支給割合	時間外勤務(勤務日)	〃 (月60時間超過)	時間外勤務(週休日)	〃 (月60時間超過)	休日勤務	夜間勤務																														
下記以外	125/100	150/100	135/100	150/100	135/100	—																														
午後10時～午前5時	150/100	175/100	160/100	175/100	—	25/100																														
・宿日直手当	6,100円/勤務																																			
・管理職員特別勤務手当	<table><tr><td>職名</td><td>消防局長、理事等</td><td>次長、参事等</td><td>課長、署長等</td><td>課長補佐等</td></tr><tr><td>支給額（週休日等）</td><td>10,000 円</td><td>9,000 円</td><td>8,000 円</td><td>7,000 円</td></tr></table>												職名	消防局長、理事等	次長、参事等	課長、署長等	課長補佐等	支給額（週休日等）	10,000 円	9,000 円	8,000 円	7,000 円														
職名	消防局長、理事等	次長、参事等	課長、署長等	課長補佐等																																
支給額（週休日等）	10,000 円	9,000 円	8,000 円	7,000 円																																
・期末手当 ・勤勉手当	<table><tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>支給期</td><td>6月期</td><td>12月期</td><td>計</td><td rowspan="2">勤勉手当</td><td>支給期</td><td>6月期</td><td>12月期</td><td>計</td></tr><tr><td>支給月数</td><td>1.2625</td><td>1.2625</td><td>2.525</td><td>支給月数</td><td>1.0625</td><td>1.0625</td><td>2.125</td></tr></table> ※別途役職段階別加算措置あり（3級:5%、4・5級:10%、6・7級:15%、8級:20%）												期末手当	支給期	6月期	12月期	計	勤勉手当	支給期	6月期	12月期	計	支給月数	1.2625	1.2625	2.525	支給月数	1.0625	1.0625	2.125						
期末手当	支給期	6月期	12月期	計	勤勉手当	支給期	6月期	12月期	計																											
	支給月数	1.2625	1.2625	2.525		支給月数	1.0625	1.0625	2.125																											
・扶養手当	<table><tr><td rowspan="2">扶養親族の要件</td><td rowspan="2">子</td><td colspan="3">父母等</td></tr><tr><td>特定期間の加算</td><td>7級相当以下</td><td>8級相当</td></tr><tr><td>支給額(国)</td><td>13,000 円</td><td>5,000 円</td><td>6,500 円</td><td>3,500 円</td></tr></table>												扶養親族の要件	子	父母等			特定期間の加算	7級相当以下	8級相当	支給額(国)	13,000 円	5,000 円	6,500 円	3,500 円											
扶養親族の要件	子	父母等																																		
		特定期間の加算	7級相当以下	8級相当																																
支給額(国)	13,000 円	5,000 円	6,500 円	3,500 円																																
・住居手当	<table><tr><td></td><td colspan="2">支給要件</td><td colspan="4">支給額</td></tr><tr><td rowspan="2">職員の居住する 借家・借間</td><td colspan="2" rowspan="2">自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員</td><td>家賃27,000円以下</td><td colspan="2">家賃27,000円超61,000円未満</td><td>家賃61,000円以上</td></tr><tr><td>家賃額－16,000円</td><td colspan="2">(家賃額－27,000円)×1/2+11,000円</td><td>28,000円</td></tr></table>													支給要件		支給額				職員の居住する 借家・借間	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員		家賃27,000円以下	家賃27,000円超61,000円未満		家賃61,000円以上	家賃額－16,000円	(家賃額－27,000円)×1/2+11,000円		28,000円						
	支給要件		支給額																																	
職員の居住する 借家・借間	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員		家賃27,000円以下	家賃27,000円超61,000円未満		家賃61,000円以上																														
			家賃額－16,000円	(家賃額－27,000円)×1/2+11,000円		28,000円																														
・単身赴任手当	30,000円+距離に応じた加算8,000円～70,000円																																			
・通勤手当	2～4 km:2,000円、 4～10km:4,200円、 10～15km:7,300円、 15～20km:10,400円、 20～25km:13,500円・・・100km～:66,400円																																			
・退職手当	退職手当＝基本額（退職日の給料月額×退職事由・勤続年数別支給率）＋ 調整額 ※国の定める「職員の退職手当に関する条例（案）」と同様 ※主な支給率:(勤続年数35年以上) 47.709ヶ月																																			
・特殊勤務手当	<table><tr><td>区分</td><td>消火・救助</td><td>消火・救助 (運転)</td><td>救急 (救命士)</td><td>救急</td><td>救急 (運転)</td><td>消防 (その他)</td><td>通信</td><td>潜水</td><td>広域消防相互 応援協定等</td><td>緊急消防 援助隊</td><td>夜間業務</td></tr><tr><td>金額</td><td>360円/件</td><td>460円/件</td><td>240円/件</td><td>120円/件</td><td>170円/回</td><td>100円/件</td><td>110円/1日</td><td>780円/回</td><td>1,080円/日</td><td>2,160円/日</td><td>410～1,100円/勤務</td></tr></table>												区分	消火・救助	消火・救助 (運転)	救急 (救命士)	救急	救急 (運転)	消防 (その他)	通信	潜水	広域消防相互 応援協定等	緊急消防 援助隊	夜間業務	金額	360円/件	460円/件	240円/件	120円/件	170円/回	100円/件	110円/1日	780円/回	1,080円/日	2,160円/日	410～1,100円/勤務
区分	消火・救助	消火・救助 (運転)	救急 (救命士)	救急	救急 (運転)	消防 (その他)	通信	潜水	広域消防相互 応援協定等	緊急消防 援助隊	夜間業務																									
金額	360円/件	460円/件	240円/件	120円/件	170円/回	100円/件	110円/1日	780円/回	1,080円/日	2,160円/日	410～1,100円/勤務																									
・管理職手当	<table><tr><td>5級(主に課長補佐級)</td><td>6級(主に課長級)</td><td>7級(主に次長級)</td><td>8級(消防局長級)</td></tr><tr><td>47,600</td><td>58,200</td><td>70,800</td><td>84,600</td></tr></table>												5級(主に課長補佐級)	6級(主に課長級)	7級(主に次長級)	8級(消防局長級)	47,600	58,200	70,800	84,600																
5級(主に課長補佐級)	6級(主に課長級)	7級(主に次長級)	8級(消防局長級)																																	
47,600	58,200	70,800	84,600																																	



財産等の取扱い

実施計画素案
の方向性

新規施設整備等に係る事務の実施主体及び費用の負担については、ワーキンググループ等において議論してはどうか。

財産の取扱いに関する主な論点（案）

○意見照会(R8.6月)の結果、①より②が多数となったが、どちらともいえないの回答も多かったため、以下のとおり情報を補足して、再度、意見照会を実施することとする。

＜主な意見＞①の意見（21%）：各市町村の実情に合わせて整備すべき。

②の意見（35%）：広域連合で事務を行うことで大幅な事務効率化が見込まれるとともに、長期的な節減効果が見込まれる。

どちらともいえないの意見（44%）：どちらともメリットがあり判断しかねる。財産管理や事務負担、財務処理等を踏まえて引き続き検討が必要。

案の概要	①市町村で所有・取得等（原案）	②広域連合で所有・取得等（調整案）
事務の実施 イメージ	(1)予算:市町村等で工事請負・備品購入等の予算計上・議決 ※予算見積りに当たっての仕様等の作成は広域連合で実施 (2)入札・契約:市町村等で実施 (3)支払い:市町村等で実施 (4)貸与:市町村から広域連合に無償貸与 (5)運用・管理:広域連合で実施	(1)予算: ①仕様や予算案作成に当たっては構成市町村と協議 ②市町村等で分賦金の予算計上・議決 ③広域連合で工事請負・備品購入等の予算計上・議決 (2)入札・契約:広域連合で実施 (3)支払い:広域連合で実施 (4)運用・管理:広域連合で実施
資金調達・分賦金 の負担方法	・受益する市町村で負担 ※自賄い ・市町村において起債等により資金を調達 (工事請負・備品購入等に対して起債)	・受益する市町村で負担（分賦金） ※自賄い ・市町村において起債等により資金を調達。 (分賦金のうち、当該新規施設整備等の相当部分に対して起債)
	財産の所有、取得の方法によって、経費の負担の方法が異なりますが、各市町村の負担割合を変えるものではありません。	
主な特徴	現行、消防本部が事務を担っている場合は、広域化後は上 記「事務の実施イメージ」のとおりに市町村の別部署が事務 の対応を行う必要。	広域連合における車両等の一括購入による財政・事務負担の 軽減 ※市町村における予算や入札等の事務を省略化できる



実施計画素案
の方向性

各部会やワーキンググループ等における意見を尊重し、職員配置については、基本計画時から考え方を一部変更し、以下の考え方に基づき決定してはどうか。

職員配置に関する主な論点（案）

○ワーキンググループ等における各市町村・消防本部の意見を尊重し、役割分担及び職員配置を見直し。

（主な意見）

- ・ 連合本部や方面消防本部の役割分担を一定明確にし、業務量を精査した上で職員配置を積み上げるべきではないか。
- ・ 議会や監査などの事務について、広域連合本部の職員の配置が十分か検討が必要。
- ・ 方面消防本部の役割について、連合本部と署所間の調整業務については、できるだけ縮小して、人員を連合本部や署所に配置すべきではないか。

＜基本計画からの変更点＞

①方面消防本部の見直し

方面消防本部は、方面内の市町村との調整などを行うことを主として、特に消防業務等について、可能な限り広域連合本部又は署所へ再配置。

②広域連合本部の見直し

上記の方面消防本部の見直しに伴い、広域連合本部に役割を一部集約することから、人員を増員する。

※自治体事務（議会や監査、人事、財政等）は兼務として一定数増員。

＜今後の留意点＞

一次統合時は、現行の体制を維持できる配置とした上で、業務を行いながら、必要に応じて配置を変更するなど柔軟な対応が必要。

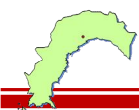
また、一次統合後、方面消防本部に、予防業務など一定の専門性を持った職員が集まることによる業務の効率化や住民サービスの向上など、消防広域化に伴う新たな取組の実施については引き続き検討が必要。

職員配置の主な変更点（一次統合時）

（単位：人）

	基本計画（R7）	実施計画案（R8）	
		5/12案	調整案
広域連合本部	41名	41名 〔・消防長・次長（2名） ・総務課（26名） ・警防課（4名） ・救急課（3名） ・予防課（6名） ※議会事務局等は兼務〕	53名 〔・消防長・次長（2名） ・総務課（29名） ・警防・救急課（12名） ・予防課（10名） ※議会事務局等は兼務〕
方面本部	85名 〔・中央（37名） ・中央以外（9～11名）〕	94名 〔・中央（37名） ・中央以外（9～14名）〕	56名 〔・中央（39名） ・中央以外（3～4名）〕
署所	1,086名	1,115名	1,138名

※県職員 5 名（R9～）、市町村職員 2 名（R11～）含む
※二次統合時は変更がないことから省略

職員配置シミュレーション
現行15消防本部別内訳

ワーキンググループ等における各市町村・消防本部の意見を尊重し、役割分担及び職員配置を見直し

消防本部 (単位：人)		現行	全県での一次統合時			二次統合時			
		実員 (A)	実員 (B)	増減 (旧本部単位) (B-A)	増減 (方面単位)	実員 (C)	増減 (旧本部単位) (C-B)	増減 (方面単位)	【参考】 指令統合で 生まれる人役
広域連合本部			53	53	53	100	47	47	
中央	中央方面本部		39	39	▲ 17	39	0	▲ 29	7.0
	高知市消防局	405	349	▲ 56		320	▲ 29		
安芸	安芸方面本部		3	3	▲ 3	3	0	▲ 3	
	安芸市	39	37	▲ 2		36	▲ 1		1.5
	室戸市	46	44	▲ 2		43	▲ 1		3.0
	中芸	39	37	▲ 2		36	▲ 1		1.4
中央東	中央東方面本部		4	4	▲ 10	4	0	▲ 5	
	南国市	68	65	▲ 3		63	▲ 2		5.4
	香南市	51	46	▲ 5		45	▲ 1		2.6
	香美市	62	58	▲ 4		57	▲ 1		4.6
	嶺北	38	36	▲ 2		35	▲ 1		1.6
中央西	中央西方面本部		3	3	▲ 4	3	0	▲ 3	
	土佐市	49	47	▲ 2		46	▲ 1		1.6
	高吾北	50	48	▲ 2		47	▲ 1		1.9
	仁淀	61	58	▲ 3		57	▲ 1		5.1
高幡	高幡方面本部		4	4	▲ 6	4	0	▲ 3	
	高幡	151	141	▲ 10		138	▲ 3		6.3
幡多	幡多方面本部		3	3	▲ 6	3	0	▲ 4	
	幡多中央	80	76	▲ 4		74	▲ 2		5.2
	幡多西部	64	61	▲ 3		60	▲ 1		4.2
	土佐清水市	37	35	▲ 2		34	▲ 1		1.1
総計		1,240	1,247	※ 7	※ 7	1,247	0	0	52.5

※県職員5名（R9～）、市町村職員2名（R11～）含む



分賦金シミュレーションの今後の更新予定について

次のページ以降の分賦金シミュレーションについては、**9月3日の実務協議会においては以下のとおり更新を行い、ご説明させていただく予定**です。

※本日の資料により市町村議会等に説明を行う場合は、分賦金シミュレーションに変動があることを前提として説明いただくようお願いします。

<9月3日実務協議会において更新予定の項目>

○令和7年度決算額の反映

現在の分賦金シミュレーションについては、令和6年度の決算をベースに算出していますが、令和7年度決算に更新する予定です。

※市町村財政担当課に照会しており、現在取りまとめ作業中です。

（上記の他、今後、必要に応じて分賦金シミュレーションを更新する場合があります。
例）職員配置や指令システム等に関する経費等の精査に基づく更新

<今後提示する資料（分賦金関係）>

○上記を更新した市町村別及び年度別の分賦金シミュレーション

分賦金の算定（シミュレーション）の見直し案の比較 ※市町村別

○下記の「実質的な財政負担の変化額」は、節減効果額等を含むR9～22の単年度当たりの金額（単位：千円）

○＜県推奨案＞は、5/12実務協議会以降、ワーキンググループ等において職員配置シミュレーションの見直しを行った結果を反映

○＜調整案＞は、＜県推奨案＞を基に、高幡の統合をR16に先送りすることに伴う、高幡の処遇の均一化に要する費用の減少（R9～22の期間の発生費用の減）を反映

○＜参考＞は、財政負担が増となる市町村をゼロとするよう職員配置シミュレーションの見直しを行う試算（連合本部の職員数93人の内訳（消防本部の配分）を見直し）

資料5

令和8年8月19日

高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第2回）

		5/12 実務協議会	＜県推奨案＞ R11一斉統合				＜調整案＞ 高幡をR16に先送り		＜参考＞ 財政負担を最小化 (職員配置による)				
市町村	消防本部	実質的な財政 負担の変化額 A	実質的な財政 負担の変化額 B	増減 (5/12との差) B-A	【参考】 連合本部 の職員数	実質的な財政 負担の変化額 C	増減 (5/12との差) C-A	実質的な財政 負担の変化額 D	増減 (5/12との差) D-A	【参考】職員数の変化 (単位:人) 現行	二次統合後		
											連合 本部	方面 本部	署所
高知市	高知市	▲ 171,544	▲ 126,086	45,458	46	▲ 128,845	42,699	▲ 6,857	164,687	405	26	39	340
室戸市	室戸市	9,130	5,430	▲ 3,700	2	5,143	▲ 3,987	▲ 2,669	▲ 11,799	46	4	1	41
東洋町	安芸市	1,740	611	▲ 1,129	2	496	▲ 1,244	▲ 2,802	▲ 4,542	39	6	1	32
安芸市		2,250	▲ 2,994	▲ 5,244		▲ 3,319	▲ 5,569	▲ 21,015	▲ 23,265				
芸西村		4,890	2,875	▲ 2,015		2,794	▲ 2,096	▲ 958	▲ 5,848				
奈半利町	中芸	▲ 1,588	▲ 2,081	▲ 493	2	▲ 2,178	▲ 590	▲ 3,425	▲ 1,837	39	3	1	35
田野町		▲ 1,540	▲ 1,889	▲ 349		▲ 1,968	▲ 428	▲ 2,982	▲ 1,442				
安田町		▲ 805	▲ 1,292	▲ 487		▲ 1,370	▲ 565	▲ 2,367	▲ 1,562				
北川村		332	▲ 108	▲ 440		▲ 155	▲ 487	▲ 722	▲ 1,054				
馬路村		485	150	▲ 335		119	▲ 366	▲ 239	▲ 724				
南国市	南国市	▲ 56,211	▲ 45,865	10,346	4	▲ 46,587	9,624	▲ 16,461	39,750	68			68
香南市	香南市	25,342	11,205	▲ 14,137	5	10,662	▲ 14,680	▲ 6,255	▲ 31,597	51	7	2	42
香美市	香美市	3,494	4,493	999	4	3,932	438	▲ 2,471	▲ 5,965	62	5	1	56
本山町	嶺北	7,662	5,177	▲ 2,485	2	5,080	▲ 2,582	▲ 496	▲ 8,158	38	5	1	32
大豊町		8,906	6,021	▲ 2,885		5,907	▲ 2,999	▲ 555	▲ 9,461				
土佐町		9,167	6,204	▲ 2,963		6,086	▲ 3,081	▲ 537	▲ 9,704				
大川村		1,357	903	▲ 454		885	▲ 472	▲ 173	▲ 1,530				
土佐市		土佐市	▲ 5,053	▲ 14,393		▲ 9,340	2	▲ 14,851	▲ 9,798				
いの町	仁淀	6,503	9,106	2,603	3	8,709	2,206	▲ 2,515	▲ 9,018	61	6	1	54
日高村	2,460	3,383	923	3,239		779	▲ 809	▲ 3,269					
仁淀川町	1,143	▲ 2,317	▲ 3,460	▲ 2,471		▲ 3,614	▲ 2,324	▲ 3,467					
佐川町	高吾北	1,781	▲ 2,890	▲ 4,671	2	▲ 3,096	▲ 4,877	▲ 2,899	▲ 4,680	50	2	1	47
越知町		965	▲ 2,144	▲ 3,109		▲ 2,282	▲ 3,247	▲ 2,151	▲ 3,116				
須崎市	高幡	▲ 2,454	▲ 6,804	▲ 4,350	9	▲ 6,638	▲ 4,184	▲ 17,831	▲ 15,377	151	14	9	128
中土佐町		▲ 194	▲ 2,640	▲ 2,446		▲ 2,790	▲ 2,596	▲ 8,540	▲ 8,346				
梶原町		4,369	2,691	▲ 1,678		1,662	▲ 2,707	▲ 223	▲ 4,592				
津野町		3,770	1,620	▲ 2,150		679	▲ 3,091	▲ 2,575	▲ 6,345				
四万十町		587	▲ 4,230	▲ 4,817		▲ 4,725	▲ 5,312	▲ 15,605	▲ 16,192				
宿毛市	幡多西部	▲ 12,233	▲ 783	11,450	3	▲ 1,128	11,105	▲ 3,395	8,838	64	4	1	59
大月町		▲ 3,535	855	4,390		708	4,243	▲ 228	3,307				
三原村		▲ 3,562	▲ 837	2,725		▲ 911	2,651	▲ 1,414	2,148				
土佐清水市	土佐清水市	5,797	▲ 3,940	▲ 9,737	2	▲ 4,255	▲ 10,052	▲ 3,953	▲ 9,750	37	2	1	34
四万十市	幡多中央	▲ 15,727	▲ 12,709	3,018	5	▲ 13,252	2,475	▲ 26,955	▲ 11,228	80	8	1	71
黒潮町		5,039	6,001	962		5,765	726	▲ 88	▲ 5,127				
合計		▲ 167,277	▲ 167,277	0	93	▲ 178,955	▲ 11,678	▲ 167,277	0	1,240	93	61	1,086

分賦金の算定（シミュレーション） <県推奨案> R11一斉統合（職員の処遇等は必要最小限の均一化）

資料 5	令和 8 年 8 月 19 日
高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第 2 回）	

市町村	現在の 消防本部	ア	①	②	イ ((ア×2年+①×5年 +②×7年)/14年)	ウ (イ-ア)	エ	エの内訳					オ (ウ+エ)	市町村
		【現行】 消防費負担額 (経常経費) (R9、10) 【補足】 現行の歳出額 (R6決算額に以下の要素を反映) ※投資的経費除く ※退職手当除く ※R8職員数で算出	【一次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R11～15)	【二次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R16～22)	【広域化を加味】 消防費負担額 (経常経費)	広域化による 負担額の変化 (経常経費)	追加・臨時的 経費 (節減効果を 含む)	消防指令 システム 節減効果額	救急デジタル 無線 節減効果額	必要最小限 処遇均一化	追加 経常経費 (施設管理等)	臨時的経費 (システム構築等)	広域化による 実質的な財政 負担の変化額	
			以下経費を関係市町村で案分 ・広域連合本部:全市町村 ・各方面消防本部:構成市町村 ・各消防署所:関係市町村 ※職員配置シミュレーションを反映		R9～22の 14年間の消防費 (経常経費)を 平均した単年度 歳出額	<ポイント> 人件費が8～9割 ⇒本部に派遣 する職員が 多いと財政 負担は減少		現行のシステムを 個別に再整備し た場合と、新たな システムを果一で 共同整備した場合を試算	現行の無線を個 別に再整備した 場合と、新たな無 線を果一で共同 整備した場合を 試算	必要最小限の均 一化は、「新規採 用職員を高知市 の給与水準並み へ引上げ」「若年 職員の逆転調整」 「職員手当の統一」等	施設管理や各種 システムの運用 保守等経費、広 域連合事務局経 費等の合計	ネットワークや業 務システム等整 備、本部執務室 の改修等の合計	広域化による 財政負担の 変化額 (R9～22の 単年度当たり)	
高知市	高知市	3,480,861	3,480,202	3,380,689	3,430,540	▲ 50,321	▲ 75,765	▲ 126,127	▲ 13,786	0	47,765	16,383	▲ 126,086	高知市
室戸市	室戸市	274,639	277,696	280,740	278,781	4,142	1,288	▲ 3,684	▲ 4,020	5,121	2,882	989	5,430	室戸市
東洋町	東洋町	115,724	116,177	116,926	116,487	763	▲ 152	▲ 1,849	▲ 1,863	2,158	1,044	358	611	東洋町
安芸市	安芸市	259,349	264,529	268,926	265,987	6,638	▲ 9,632	▲ 11,110	▲ 8,357	5,089	3,534	1,212	▲ 2,994	安芸市
芸西村	芸西村	55,205	58,054	60,106	58,673	3,468	▲ 593	▲ 1,742	▲ 1,423	1,082	1,110	380	2,875	芸西村
奈半利町	奈半利町	104,753	104,250	104,524	104,459	▲ 294	▲ 1,787	▲ 3,197	▲ 1,748	1,886	947	325	▲ 2,081	奈半利町
田野町	田野町	85,192	84,686	84,845	84,838	▲ 354	▲ 1,535	▲ 2,634	▲ 1,442	1,534	750	257	▲ 1,889	田野町
安田町	安田町	83,690	83,472	83,809	83,672	▲ 18	▲ 1,274	▲ 2,488	▲ 1,359	1,506	795	272	▲ 1,292	安田町
北川村	北川村	47,740	47,929	48,321	48,098	358	▲ 466	▲ 1,308	▲ 712	859	517	178	▲ 108	北川村
馬路村	馬路村	30,287	30,515	30,834	30,642	355	▲ 205	▲ 791	▲ 430	545	351	120	150	馬路村
南国市	南国市	561,834	571,242	578,886	573,719	11,885	▲ 57,750	▲ 55,616	▲ 23,273	10,761	7,728	2,650	▲ 45,865	南国市
香南市	香南市	402,679	390,665	402,217	398,157	▲ 4,522	15,727	▲ 733	▲ 124	8,229	6,221	2,134	11,205	香南市
香美市	香美市	503,094	495,521	505,038	501,361	▲ 1,733	6,226	▲ 5,103	▲ 6,058	9,811	5,641	1,935	4,493	香美市
本山町	本山町	83,964	84,448	85,734	85,022	1,058	4,119	2,571	▲ 1,653	1,700	1,118	383	5,177	本山町
大豊町	大豊町	97,317	97,888	99,384	98,554	1,237	4,784	2,984	▲ 1,914	1,971	1,298	445	6,021	大豊町
土佐町	土佐町	99,782	100,380	101,926	101,068	1,286	4,918	3,065	▲ 1,959	2,020	1,334	458	6,204	土佐町
大川村	大川村	15,913	15,968	16,186	16,069	156	747	473	▲ 322	322	204	70	903	大川村
土佐市	土佐市	389,169	394,229	400,446	396,615	7,446	▲ 21,839	▲ 16,433	▲ 19,401	7,912	4,529	1,554	▲ 14,393	土佐市
いの町	いの町	381,884	381,709	388,139	384,949	3,065	6,041	2,684	▲ 9,190	7,094	4,060	1,393	9,106	いの町
日高村	日高村	137,738	137,721	140,074	138,900	1,162	2,221	986	▲ 3,304	2,559	1,474	506	3,383	日高村
仁淀川町	仁淀川町	122,344	125,476	128,526	126,554	4,210	▲ 6,527	▲ 1,688	▲ 9,692	2,491	1,759	603	▲ 2,317	仁淀川町
佐川町	佐川町	163,810	168,103	172,257	169,567	5,757	▲ 8,647	▲ 2,220	▲ 12,954	3,335	2,377	815	▲ 2,890	佐川町
越知町	越知町	110,276	113,073	115,805	114,039	3,763	▲ 5,907	▲ 1,531	▲ 8,741	2,245	1,578	542	▲ 2,144	越知町
須崎市	須崎市	423,893	415,810	418,117	418,118	▲ 5,775	▲ 1,029	1,426	▲ 14,604	7,540	3,432	1,177	▲ 6,804	須崎市
中土佐町	中土佐町	226,859	223,203	224,674	224,461	▲ 2,398	▲ 242	895	▲ 7,741	4,035	1,913	656	▲ 2,640	中土佐町
梶原町	梶原町	112,030	112,898	114,570	113,610	1,580	1,111	967	▲ 3,521	1,992	1,246	427	2,691	梶原町
津野町	津野町	161,265	161,006	162,880	161,980	715	905	1,095	▲ 5,239	2,867	1,625	557	1,620	津野町
四万十町	四万十町	437,305	430,833	433,872	433,277	▲ 4,028	▲ 202	1,837	▲ 14,855	7,777	3,752	1,287	▲ 4,230	四万十町
宿毛市	宿毛市	333,333	333,040	338,360	335,742	2,409	▲ 3,192	7,924	▲ 22,030	6,388	3,370	1,156	▲ 783	宿毛市
大月町	大月町	138,108	138,536	141,134	139,774	1,666	▲ 811	3,501	▲ 9,002	2,646	1,522	522	855	大月町
三原村	三原村	73,518	73,143	74,095	73,673	155	▲ 992	1,625	▲ 4,930	1,409	673	231	▲ 837	三原村
土佐清水市	土佐清水市	269,845	268,972	271,085	270,153	308	▲ 4,248	▲ 7,792	▲ 6,351	5,855	3,008	1,032	▲ 3,940	土佐清水市
四万十市	四万十市	514,841	515,900	521,422	518,510	3,669	▲ 16,378	▲ 10,792	▲ 22,356	8,869	5,883	2,018	▲ 12,709	四万十市
黒潮町	黒潮町	220,070	221,037	223,764	222,262	2,192	3,809	5,924	▲ 9,439	3,790	2,631	903	6,001	黒潮町
合計	合計	10,518,311	10,518,311	10,518,311	10,518,311	0	▲ 167,277	▲ 218,881	▲ 253,793	133,398	128,071	43,928	▲ 167,277	合計

分賦金の算定（シミュレーション） <調整案> 高幡をR16に先送り（職員の処遇等は必要最小限の均一化）

市町村	現在の消防本部	ア	①	②	イ ((ア×2年+①×5年+②×7年)/14年)	ウ (イ-ア)	エ	エの内訳					調整案 オ (ウ+エ)	市町村
		【現行】 消防費負担額 (経常経費) (R9、10) 【補足】 現行の歳出額 (R6決算額)に以下の要素を反映 ※投資的経費除く ※退職手当除く ※R8職員数で算出	【一次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R11～15)	【二次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R16～22)	【広域化を加味】 消防費負担額 (経常経費)	広域化による 負担額の変化 (経常経費) ＜ポイント＞ 人件費が8～9割 ⇒本部に派遣 する職員が 多いと財政 負担は減少	追加・臨時的 経費 (節減効果を 含む)	消防指令 システム 節減効果額	救急デジタル 無線 節減効果額	必要最小限 処遇均一化	追加 経常経費 (施設管理等)	臨時的経費 (システム構築等)	広域化による 実質的な財政 負担の変化額 広域化による 財政負担の 変化額 (R9～22の 単年度当たり)	
高知市	高知市	3,480,861	3,472,478	3,380,689	3,427,781	▲ 53,080	▲ 75,765	▲ 126,127	▲ 13,786	0	47,765	16,383	▲ 128,845	高知市
室戸市	室戸市	274,639	277,279	280,740	278,632	3,993	1,150	▲ 3,684	▲ 4,020	4,983	2,882	989	5,143	室戸市
東洋町	東洋町	115,724	116,017	116,926	116,430	706	▲ 210	▲ 1,849	▲ 1,863	2,100	1,044	358	496	東洋町
安芸市	安芸市	259,349	264,006	268,926	265,800	6,451	▲ 9,770	▲ 11,110	▲ 8,357	4,951	3,534	1,212	▲ 3,319	安芸市
芸西村	芸西村	55,205	57,908	60,106	58,621	3,416	▲ 622	▲ 1,742	▲ 1,423	1,053	1,110	380	2,794	芸西村
奈半利町	奈半利町	104,753	104,122	104,524	104,413	▲ 340	▲ 1,838	▲ 3,197	▲ 1,748	1,835	947	325	▲ 2,178	奈半利町
田野町	田野町	85,192	84,583	84,845	84,801	▲ 391	▲ 1,577	▲ 2,634	▲ 1,442	1,492	750	257	▲ 1,968	田野町
安田町	安田町	83,690	83,366	83,809	83,634	▲ 56	▲ 1,314	▲ 2,488	▲ 1,359	1,466	795	272	▲ 1,370	安田町
北川村	北川村	47,740	47,861	48,321	48,074	334	▲ 489	▲ 1,308	▲ 712	836	517	178	▲ 155	北川村
馬路村	馬路村	30,287	30,470	30,834	30,626	339	▲ 220	▲ 791	▲ 430	530	351	120	119	馬路村
南国市	南国市	561,834	570,030	578,886	573,287	11,453	▲ 58,040	▲ 55,616	▲ 23,273	10,471	7,728	2,650	▲ 46,587	南国市
香南市	香南市	402,679	389,766	402,217	397,836	▲ 4,843	15,505	▲ 733	▲ 124	8,007	6,221	2,134	10,662	香南市
香美市	香美市	503,094	494,688	505,038	501,064	▲ 2,030	5,962	▲ 5,103	▲ 6,058	9,547	5,641	1,935	3,932	香美市
本山町	本山町	83,964	84,302	85,734	84,970	1,006	4,074	2,571	▲ 1,653	1,655	1,118	383	5,080	本山町
大豊町	大豊町	97,317	97,717	99,384	98,493	1,176	4,731	2,984	▲ 1,914	1,918	1,298	445	5,907	大豊町
土佐町	土佐町	99,782	100,206	101,926	101,005	1,223	4,863	3,065	▲ 1,959	1,965	1,334	458	6,086	土佐町
大川村	大川村	15,913	15,942	16,186	16,060	147	738	473	▲ 322	313	204	70	885	大川村
土佐市	土佐市	389,169	393,543	400,446	396,370	7,201	▲ 22,052	▲ 16,433	▲ 19,401	7,699	4,529	1,554	▲ 14,851	土佐市
いの町	いの町	381,884	381,132	388,139	384,743	2,859	5,850	2,684	▲ 9,190	6,903	4,060	1,393	8,709	いの町
日高村	日高村	137,738	137,512	140,074	138,825	1,087	2,152	986	▲ 3,304	2,490	1,474	506	3,239	日高村
仁淀川町	仁淀川町	122,344	125,234	128,526	126,467	4,123	▲ 6,594	▲ 1,688	▲ 9,692	2,424	1,759	603	▲ 2,471	仁淀川町
佐川町	佐川町	163,810	167,775	172,257	169,450	5,640	▲ 8,736	▲ 2,220	▲ 12,954	3,246	2,377	815	▲ 3,096	佐川町
越知町	越知町	110,276	112,856	115,805	113,962	3,686	▲ 5,968	▲ 1,531	▲ 8,741	2,184	1,578	542	▲ 2,282	越知町
須崎市	須崎市	423,893	423,893	418,117	421,005	▲ 2,888	▲ 3,750	1,426	▲ 14,604	4,819	3,432	1,177	▲ 6,638	須崎市
中土佐町	中土佐町	226,859	226,859	224,674	225,767	▲ 1,092	▲ 1,698	895	▲ 7,741	2,579	1,913	656	▲ 2,790	中土佐町
梶原町	梶原町	112,030	112,030	114,570	113,300	1,270	392	967	▲ 3,521	1,273	1,246	427	1,662	梶原町
津野町	津野町	161,265	161,265	162,880	162,073	808	▲ 129	1,095	▲ 5,239	1,833	1,625	557	679	津野町
四万十町	四万十町	437,305	437,305	433,872	435,589	▲ 1,716	▲ 3,009	1,837	▲ 14,855	4,970	3,752	1,287	▲ 4,725	四万十町
宿毛市	宿毛市	333,333	332,557	338,360	335,569	2,236	▲ 3,364	7,924	▲ 22,030	6,216	3,370	1,156	▲ 1,128	宿毛市
大月町	大月町	138,108	138,323	141,134	139,698	1,590	▲ 882	3,501	▲ 9,002	2,575	1,522	522	708	大月町
三原村	三原村	73,518	73,043	74,095	73,637	119	▲ 1,030	1,625	▲ 4,930	1,371	673	231	▲ 911	三原村
土佐清水市	土佐清水市	269,845	268,533	271,085	269,996	151	▲ 4,406	▲ 7,792	▲ 6,351	5,697	3,008	1,032	▲ 4,255	土佐清水市
四万十市	四万十市	514,841	515,048	521,422	518,205	3,364	▲ 16,616	▲ 10,792	▲ 22,356	8,631	5,883	2,018	▲ 13,252	四万十市
黒潮町	黒潮町	220,070	220,662	223,764	222,128	2,058	3,707	5,924	▲ 9,439	3,688	2,631	903	5,765	黒潮町
合計	合計	10,518,311	10,518,311	10,518,311	10,518,311	0	▲ 178,955	▲ 218,881	▲ 253,793	121,720	128,071	43,928	▲ 178,955	合計



県の対応方針

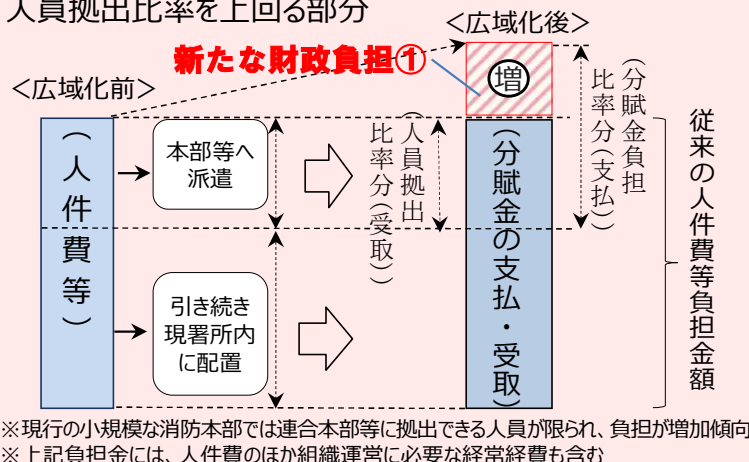
- 市町村において、消防広域化に伴い、新たに生じる負担を含めた実質負担の合計から、システム共同化整備による節減効果額を差し引いても、**なお負担が増える市町村に対しては、負担増分に相当する財政措置を講じる。**

新たに生じる財政負担

- 消防広域化に伴い、市町村で新たな負担が生じる経費は下記のとおり（そのうち、**負担増となるのは「新たな財政負担①～③」**）

1 連合本部等運営費負担金

- 連合本部等運営費として新たに負担する経費のうち、分賦金負担比率（需要額割及び出動件数割により算出）が人員拠出比率を上回る部分

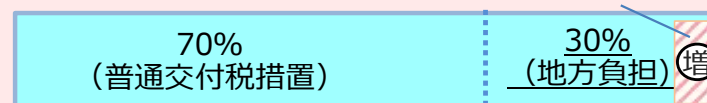


2 指令システム・デジタル無線構築に要する経費

- 現行システムの整備費と、新たに構築するシステム等の整備費負担分を比較した場合の増加分（地方負担分）
- ※ 小規模消防本部では、現行のシステムが最小限の簡素な仕様にとどまるケースが少なくない。この場合、統合に伴う全県統一仕様での整備に伴い、技術性能も大幅に向上し、所要経費も増加。

- （現行の支援措置）
- ・設計、整備・・・緊急防災・減災事業債
 - ・維持管理・・・普通交付税（包括算入）

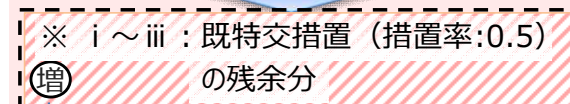
<緊急防災・減災事業債>



現行システムの負担額見合い分

3 その他の経費

- 広域化に伴い新たに発生する下記の経費
- i 業務システムの整備等
- ii 執務室の改修
- iii 被服、車両表示等の変更
- iv 施設管理や各種システムの運用保守等(かかり増し経費分)
- v 広域連合事務局経費(かかり増し経費分)



※ iv、v の経常経費は「1 連合本部等運営費負担金」に含む

新たな財政負担に対する措置

- 上記 1 ～ 3 を含む実質負担額の合計から、システム共同整備節減効果額を差し引いても**14年間の通算ベースで負担増となる市町村合計額は、16市町村 67百万円程度/年**（次頁のとおり：試算シミュレーション(R8.7時点)の結果による）
- この負担増分については、国と協議のうえ、

- ① 特別交付税の配分
- ② その他国の財政措置の活用等（過疎債等を想定）
- ③ 県費による支援（人口減少対策総合交付金を想定）



この組み合わせにより、**100%財政措置**を行うことで、**実質的に負担増となる市町村の解消**を図る。

（R9～R22までの各年度別の措置額については、現在試算中）



消防広域化に伴う財政負担に対する県の措置

資料 5

令和 8 年 8 月 19 日

高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第 2 回）

分賦金の算定（シミュレーション） < 県推奨案 > R11ー斉統合（職員の処遇等は必要最小限の均一化バージョン）

（注）5/12実務協議会以降、ワーキンググループ等において職員配置シミュレーションの見直しを行った結果を反映しているため、分賦金が前回の提示時から変動している。

(注) 5/12実務協議会以降、ワーキンググループ等において職員配置シミュレーションの見直しを行った結果を反映しているため、分賦金が前回の提示時から変動している。														オ (ウ+エ)	負担増となる 16市町村	(単位：千円)
市町村	現在の 消防本部	ア	①	②	イ ((ア×2年+①×5年 +②×7年)/14年)	ウ (イーア)	エ	エの内訳								
		【現行】 消防費負担額 (経常経費) (R9、10) 【補足】 現行の歳出額 (R6決算額に以下の要素を反映) ※投資的経費除く ※退職手当除く ※R8職員数で算出	【一次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R11～15)	【二次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R16～22)	【広域化を加盟】 消防費負担額 (経常経費)	広域化による 負担額の変化 (経常経費) ＜ポイント＞ 人件費が8～9割 ⇒本部に派遣 する職員が 多いと財政 負担は減少	追加・臨時的 経費 (節減効果額を 含む)	消防指令 システム 節減効果額	救急デジタル 無線 節減効果額	必要最小限 処遇均一化	追加 経常経費 (施設管理等)	臨時的経費 (システム構築等)				
市町村														広域化による 実質的な財政 負担の変化額	節減効果額を差し 引いても負担増となる 市町村の変化額	市町村
市町村														広域化による 財政負担の 変化額 (R9～22の 単年度当たり)	広域化による 財政負担の 増加額 (R9～22の 単年度当たり)	市町村
高知市	高知市	3,480,861	3,480,202	3,380,689	3,430,540	▲ 50,321	▲ 75,765	▲ 126,127	▲ 13,786	0	47,765	16,383	▲ 126,086		高知市	
室戸市	室戸市	274,639	277,696	280,740	278,781	4,142	1,288	▲ 3,684	▲ 4,020	5,121	2,882	989	5,430	5,430	室戸市	
東洋町		115,724	116,177	116,926	116,487	763	▲ 152	▲ 1,849	▲ 1,863	2,158	1,044	358	611	611	東洋町	
安芸市	安芸市	259,349	264,529	268,926	265,987	6,638	▲ 9,632	▲ 11,110	▲ 8,357	5,089	3,534	1,212	▲ 2,994		安芸市	
芸西村		55,205	58,054	60,106	58,673	3,468	▲ 593	▲ 1,742	▲ 1,423	1,082	1,110	380	2,875	2,875	芸西村	
奈半利町	中芸	104,753	104,250	104,524	104,459	▲ 294	▲ 1,787	▲ 3,197	▲ 1,748	1,886	947	325	▲ 2,081		奈半利町	
田野町		85,192	84,686	84,845	84,838	▲ 354	▲ 1,535	▲ 2,634	▲ 1,442	1,534	750	257	▲ 1,889		田野町	
安田町		83,690	83,472	83,809	83,672	▲ 18	▲ 1,274	▲ 2,488	▲ 1,359	1,506	795	272	▲ 1,292		安田町	
北川村		47,740	47,929	48,321	48,098	358	▲ 466	▲ 1,308	▲ 712	859	517	178	▲ 108		北川村	
馬路村		30,287	30,515	30,834	30,642	355	▲ 205	▲ 791	▲ 430	545	351	120	150	150	馬路村	
南国市	南国市	561,834	571,242	578,886	573,719	11,885	▲ 57,750	▲ 55,616	▲ 23,273	10,761	7,728	2,650	▲ 45,865		南国市	
香南市	香南市	402,679	390,665	402,217	398,157	▲ 4,522	15,727	▲ 733	▲ 124	8,229	6,221	2,134	11,205	11,205	香南市	
香美市	香美市	503,094	495,521	505,038	501,361	▲ 1,733	6,226	▲ 5,103	▲ 6,058	9,811	5,641	1,935	4,493	4,493	香美市	
本山町	嶺北	83,964	84,448	85,734	85,022	1,058	4,119	2,571	▲ 1,653	1,700	1,118	383	5,177	5,177	本山町	
大豊町		97,317	97,888	99,384	98,554	1,237	4,784	2,984	▲ 1,914	1,971	1,298	445	6,021	6,021	大豊町	
土佐町		99,782	100,380	101,926	101,068	1,286	4,918	3,065	▲ 1,959	2,020	1,334	458	6,204	6,204	土佐町	
大川村		15,913	15,968	16,186	16,069	156	747	473	▲ 322	322	204	70	903	903	大川村	
土佐市	土佐市	389,169	394,229	400,446	396,615	7,446	▲ 21,839	▲ 16,433	▲ 19,401	7,912	4,529	1,554	▲ 14,393		土佐市	
いの町	仁淀	381,884	381,709	388,139	384,949	3,065	6,041	2,684	▲ 9,190	7,094	4,060	1,393	9,106	9,106	いの町	
日高村		137,738	137,721	140,074	138,900	1,162	2,221	986	▲ 3,304	2,559	1,474	506	3,383	3,383	日高村	
仁淀川町	高吾北	122,344	125,476	128,526	126,554	4,210	▲ 6,527	▲ 1,688	▲ 9,692	2,491	1,759	603	▲ 2,317		仁淀川町	
佐川町		163,810	168,103	172,257	169,567	5,757	▲ 8,647	▲ 2,220	▲ 12,954	3,335	2,377	815	▲ 2,890		佐川町	
越知町		110,276	113,073	115,805	114,039	3,763	▲ 5,907	▲ 1,531	▲ 8,741	2,245	1,578	542	▲ 2,144		越知町	
須崎市	高幡	423,893	415,810	418,117	418,118	▲ 5,775	▲ 1,029	1,426	▲ 14,604	7,540	3,432	1,177	▲ 6,804		須崎市	
中土佐町		226,859	223,203	224,674	224,461	▲ 2,398	▲ 242	895	▲ 7,741	4,035	1,913	656	▲ 2,640		中土佐町	
梶原町		112,030	112,898	114,570	113,610	1,580	1,111	967	▲ 3,521	1,992	1,246	427	2,691	2,691	梶原町	
津野町		161,265	161,006	162,880	161,980	715	905	1,095	▲ 5,239	2,867	1,625	557	1,620	1,620	津野町	
四万十町	幡多西部	437,305	430,833	433,872	433,277	▲ 4,028	▲ 202	1,837	▲ 14,855	7,777	3,752	1,287	▲ 4,230		四万十町	
宿毛市		333,333	333,040	338,360	335,742	2,409	▲ 3,192	7,924	▲ 22,030	6,388	3,370	1,156	▲ 783		宿毛市	
大月町		138,108	138,536	141,134	139,774	1,666	▲ 811	3,501	▲ 9,002	2,646	1,522	522	855	855	大月町	
三原村	幡多中央	73,518	73,143	74,095	73,673	155	▲ 992	1,625	▲ 4,930	1,409	673	231	▲ 837		三原村	
土佐清水市		269,845	268,972	271,085	270,153	308	▲ 4,248	▲ 7,792	▲ 6,351	5,855	3,008	1,032	▲ 3,940		土佐清水市	
四万十市		514,841	515,900	521,422	518,510	3,669	▲ 16,378	▲ 10,792	▲ 22,356	8,869	5,883	2,018	▲ 12,709		四万十市	
黒潮町		220,070	221,037	223,764	222,262	2,192	3,809	5,924	▲ 9,439	3,790	2,631	903	6,001	6,001	黒潮町	
合計		10,518,311	10,518,311	10,518,311	10,518,311	0	▲ 167,277	▲ 218,881	▲ 253,793	133,398	128,071	43,928	▲ 167,277	66,725	合計	